

石見銀山世界遺産センター

IWAMI GINZAN WORLD HERITAGE CENTER

2011 年報

(平成23年度)



世界遺産 石見銀山遺跡とその文化的景観
Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape

はじめに

平成23年10月に全面開所4年目を迎えました石見銀山世界遺産センターの運営におきましては、指定管理者制度を導入した点で大きな変化の年となりました。博物館等の文化施設への指定管理者制度導入は全国的な広がりを見せるものであり、民間企業の経験や知見を活かした、より幅広く積極的な施設活用のあり方を意図するものであります。

この度、センターの指定管理者となりました石見交通株式会社は、バス事業により地域の公共交通を担う立場を活かし、センターの役割である遺跡紹介の機能を、地理案内や観光案内の側面と連動しながら、センターのガイドランス機能の充実を図ることが期待されます。

大田市は指定管理者や島根県と連携し、官民協働にて石見銀山遺跡の一層の価値発信に取り組んでいく所存です。

平成23年度は、石見銀山遺跡の教育普及分野が展開した年でもあります。

石見銀山を未来に伝えていくために全国の皆様からの寄附をもとに創設されました、「石見銀山基金」の本格的活用が始まったこの年、大田市は、学校教育の重点に「石見銀山学習を取り入れたふるさと教育の推進」を掲げました。市内の小中学校は、石見銀山基金を活用し、全ての児童・生徒が石見銀山遺跡の現地を来訪できる仕組みを構築しております。地域の次世代を担う子ども達が、世界遺産の価値を認識し、未来へ伝えることができるよう積極的に取り組んでまいります。

また、生涯学習の面からは、地域の皆様に石見銀山遺跡の価値をより身近に理解して頂くための仕組みを構築する目的で、「石見銀山学」の形成に向け、遺跡の価値についてエッセンスをまとめるなど、取り組みを開始しております。

このように、石見銀山世界遺産センターは、遺跡の価値の発信や向上、よりよい保護のために、日々新たな取り組みに励んでおります。

なお平成24年7月に、石見銀山遺跡は世界遺産登録5周年を迎えました。石見銀山遺跡の世界遺産としての価値が永続的なものとなり続けますよう、あらためて皆様方のご支援ご助言をいただきますようお願いいたします。

平成25年3月

大田市教育委員会教育長 大 國 晴 雄

あいさつ

平成23年3月、三陸沖を震源とする巨大地震が、東日本に甚大な被害をもたらしました。震災の犠牲になられました方々のご冥福をお祈りいたします。

そして、被災地が一日も早く復興されます様、心より祈念いたします。

平成23年4月1日より石見交通が指定管理者として「石見銀山世界遺産センター他周辺施設」の管理運営業務をスタート致しました。

弊社は昭和19年より当地域で一般乗合、一般貸切旅客自動車運送業を営んでおり、平成20年9月30日までは龍源寺間歩線も運行していました。グループ会社の石見観光も昭和31年より当地域で旅行業を営んでおり、平成20年4月から石見銀山遺跡「大久保間歩一般公開限定ツアー」を担当しています。

石見銀山に来られたお客様に直接お話しする機会も多く、遺跡の魅力や価値を充分にお伝えすることが最も重要であると考えていました。そんな中、大田市より指定管理業務の公募があり、プレゼン、審査協議の段階を経て指定管理業務を担うこととなりました。

石見交通グループは「お客様に優しい、真心のこもった接客態度」をモットーとしており、「笑顔」「挨拶」「清掃」「知識」を基本に接遇の向上を図ります。

世界遺産であることを深く認識し、ユネスコの精神に基づき、その保存・伝承について関係機関と連携をとりながら進めて行きます。

そして、お越し頂く皆様に感動を与え、深く理解して頂けるようグループ挙げて取り組んでまいります。

今年度の様々な取り組みにご協力、ご支援をいただきました多くの関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成25年3月

指定管理者 石見交通株式会社
石見銀山世界遺産センター
マネージャー 高木 敏 治

平成23年度 石見銀山世界遺産センター年報 目次

I. 石見銀山世界遺産センターの概要

1. 業務と組織等 5
世界遺産センターの業務・組織／世界遺産センターがめざすもの
2. 施設の概要 7
施設の配置・規模等／館内平面図／敷地平面図
3. 展示の概要 9
展示のコンセプト／展示のテーマ

II. 管理運営業務の実施状況

- 平成23年度の概観 11
平成23年度入館者の状況／主な入館団体（平成23年度）／誘客・広報事業

III. 総合調査研究業務の概要

1. 考古学的調査研究 17
発掘調査／石造物調査の概要／海底調査の概要
2. 歴史・民俗学的調査研究 20
文献調査の概要／地図・地名、人権・同和問題調査の概要／教育普及方法等調査の概要
3. 自然科学的調査研究 22
考古資料分析調査の概要／生物調査の概要／資産保全調査の概要
4. テーマ別調査研究 24
最盛期石見銀山遺跡の復元研究の概要／鉱山遺跡比較調査研究の概要／事業の実施概要

IV. 遺跡の保全・管理業務の概要

1. 資産の経過観察（モニタリング） 28
概要／定期報告『保全状態の測定にかかる指標』（抄）
2. 遺跡パトロール 29
第12回クリーン銀山／石見銀山遺跡ボランティア活動実績

V. 教育・普及業務の概要

1. 公開講座の開催 30
2. 体験学習イベントの開催 31
タケノコ採り大作戦・仙ノ山編『タケノコを採って遺跡を守ろう』／
子ども向け体験イベント／「こもんじょ」を読んでみよう／
野外講座“世界遺産”を歩く速さで考える～登録記念日特別編！～
3. 教育普及活動への対応 33
学校教育活動の受入／センター対応校一覧

4. 情報コーナー展示の実施	35
「私のおすすめはココ！イチオシ石見銀山!!」マップ	
VI. 石見銀山遺跡関連事業の概要	
1. 史跡整備事業	36
2. 重要伝統的建造物群保存地区保存事業	39
大森銀山地区／温泉津地区	
3. 情報発信事業	45
しまねふるさとフェア	
4. その他の事業	46
石見銀山遺跡調査活用委員会／石見銀山協働会議と官民協働の取り組み	
石見銀山遺跡保存管理委員会／石見銀山景観保全審議会／大久保間歩一般公開	
VII. 新規事業	52
VIII. 職員及び運営スタッフ（平成23年度）	53
IX. 利用案内	54
X. 各種資料	
1. 石見銀山遺跡に関する活動等日誌（平成23年4月1日～平成24年3月31日）	55
2. 刊行物等	57
3. 関連法規	58
大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例	
大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則	
大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例	
大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例施行規則	
大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例	
大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例施行規則	

I. 石見銀山世界遺産センターの概要

1. 業務と組織等

■世界遺産センターの業務・組織

世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」全体の導入部（案内の玄関口）として、総合ガイダンスと展示解説機能を持ち、調査研究並びに遺跡の保全と管理、ユネスコの「平和と人権尊重」の精神を情報発信することなどを担う拠点施設として、専門職員及びスタッフ等が常駐しています。

1) 世界遺産センターが担う業務

◇ガイダンス（遺跡見学者に対して、遺跡の価値や全体像の理解を促進）

- ①遺跡立体模型での説明やガイダンス映像の上映
- ②案内窓口の設置とスタッフの常駐
- ③地図・パンフレットの配布

◇展示・解説

- ①遺跡全体の解説や収集資料（含むレプリカ等）の展示と解説
- ②最新の調査・研究成果の展示と解説
- ③館内案内スタッフ、専門職員による総合解説

◇調査・研究

- 調査・研究活動の拠点
- ②研究発表、シンポジウム等の開催

◇保全・管理

遺跡の日常的なパトロールと保全・管理

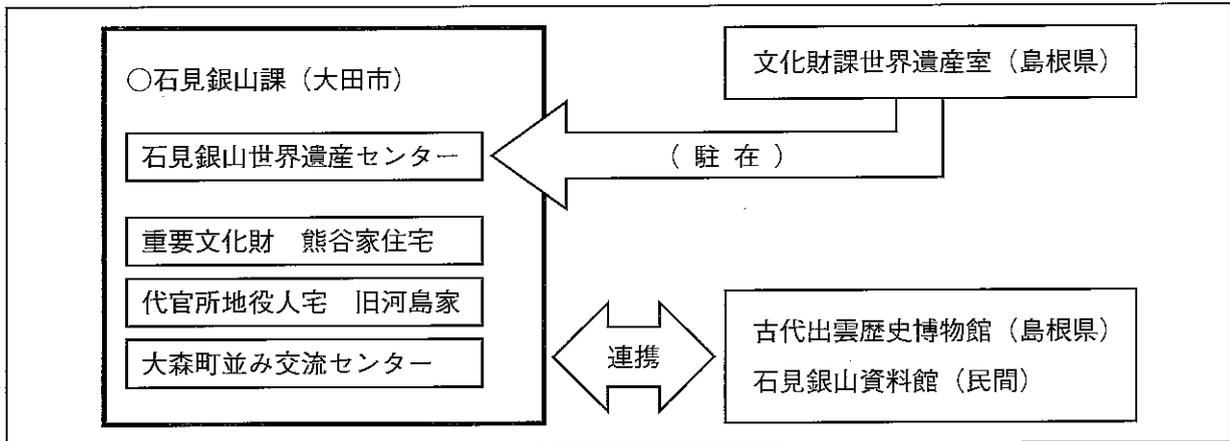
◇教育・普及

- 案内書、解説書等の作成
- ②ホームページ等による情報発信
- ③体験学習（丁銀づくりや灰吹体験など）の実施
- 講演会、講座等の開催

◇収集・保管

- ①関係史資料の収集及び保管
- ②史資料等のデータベース化

2) 組織



■世界遺産センターがめざすもの

◇ユネスコの精神に基づき、未来へ引き継ぎます

「平和と人権尊重」の国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の精神に基づき、他の世界遺産と共に人類全体の宝である石見銀山遺跡をまもり、未来へ引き継いでいきます。

◇石見銀山の理解を助け、現地へ誘います

鉱山跡など多種多様な資産で構成され、かつ、広大な面積を有している石見銀山遺跡の全体像の理解を助けるため、適切なガイダンスを行います。そして、資産そのものである現地を歩き、見て、触れる機会を増進します。

◇調査研究を積極的に行います

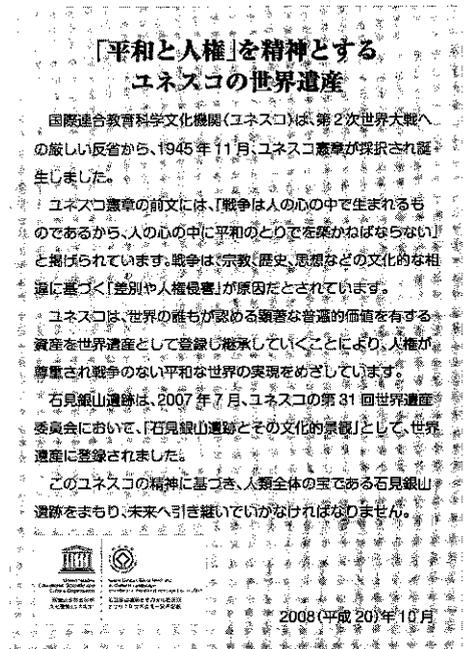
考古、文献などの人文科学分野と、科学、自然環境などの自然科学分野が密接に連携を取り合いながら総合的な調査研究を進めます。また、国内外の鉱山遺跡との比較研究などテーマ別の調査研究も行い、情報発信します。

◇遺跡の保安全管理活用を継続的に行います

良好な状態で今に伝わる資産を適切なかたちで未来へ引き継ぐために、遺跡パトロールなど日常の保安全管理に努めます。同時に、継続した保全活動が実施できるよう官民協働の取り組みも促進します。また、現地資産そのものが展示物でもあり、資産の整備活用を進めます。

◇親しみのもてるセンターとします

現地施設と連携を密にし、地域住民が誇りを持ち、学校教育や生涯学習の場として、観光客を含め何度でも来館したくなるような交流拠点とします。また、現地説明会や体験学習、講座や講演会などを定期的に開催し、親しみが持てる地域に開かれた運営を目指します。



▲ユネスコ憲章と世界遺産パネル

2. 施設の概要

■施設の配置・規模等

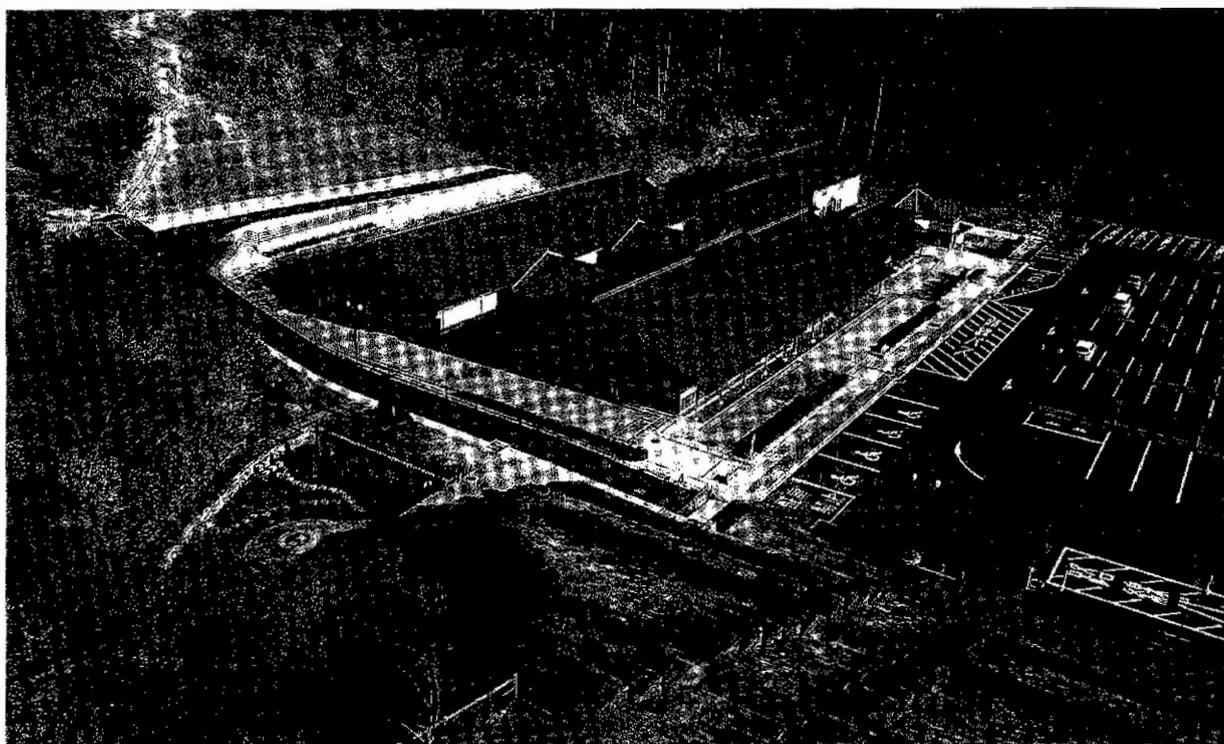
①所在 島根県大田市大森町イ1597番地3（第3駐車場：大森町イ1689番地（借地））

②用地関係

用途	面積	駐車台数など
建物敷地	4,100m ²	
第1駐車場	5,700m ²	普通車95台、身障者用4台、待機バス13台
第2駐車場	950m ²	普通車38台
第3駐車場	9,800m ²	普通車約250台
西側駐車場	530m ²	職員ほか関係者用

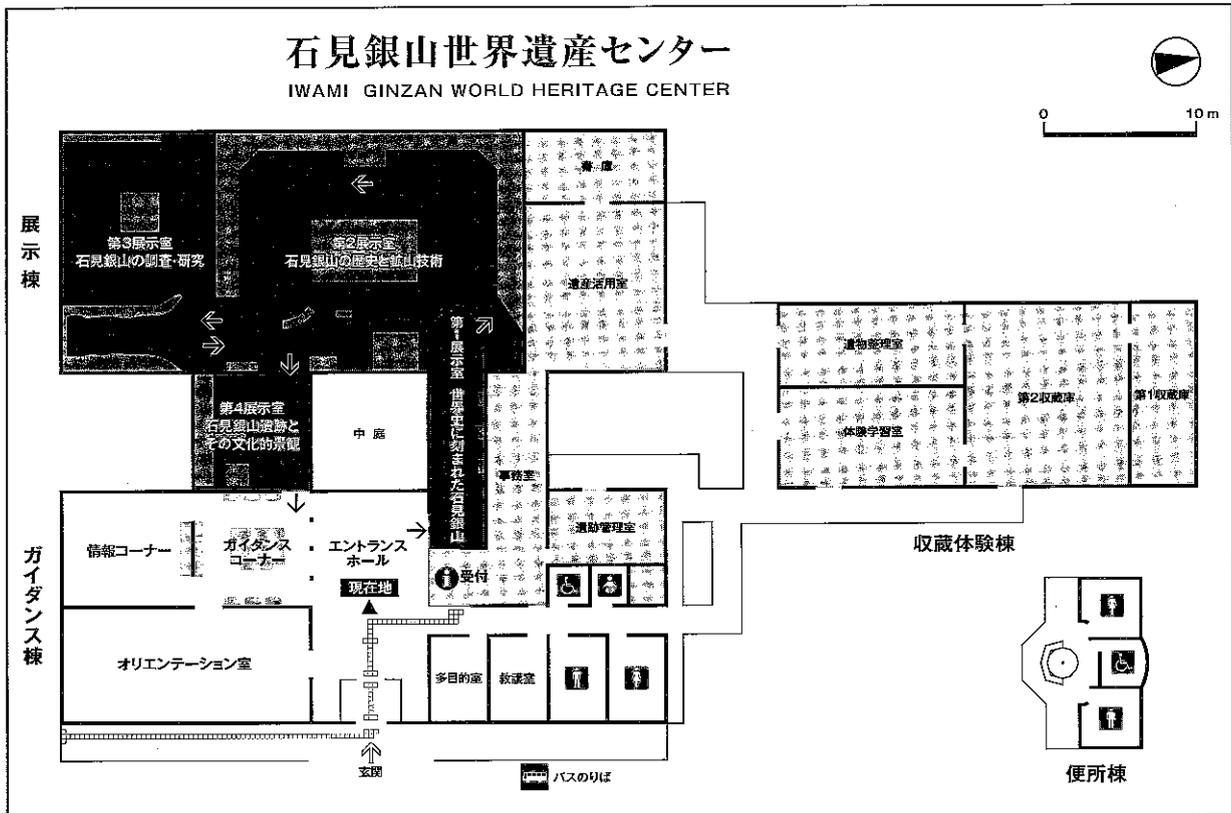
③建物関係

名称	延べ面積	構造	機能・役割
ガイダンス棟	763.47m ²	木造瓦葺き平屋建て	ガイダンス・便益（無料）
展示棟	720.69m ²	R C造瓦葺き一部2階建て	展示・解説（有料）、調査・研究、教育・普及
収蔵体験棟	477.53m ²	R C造瓦葺き一部2階建て	体験学習、収蔵・保管
車庫	33.00m ²	木造瓦葺き平屋建て	公用電気自動車2台
便所棟（既存）	111.78m ²	木造瓦葺き一部2階建て	

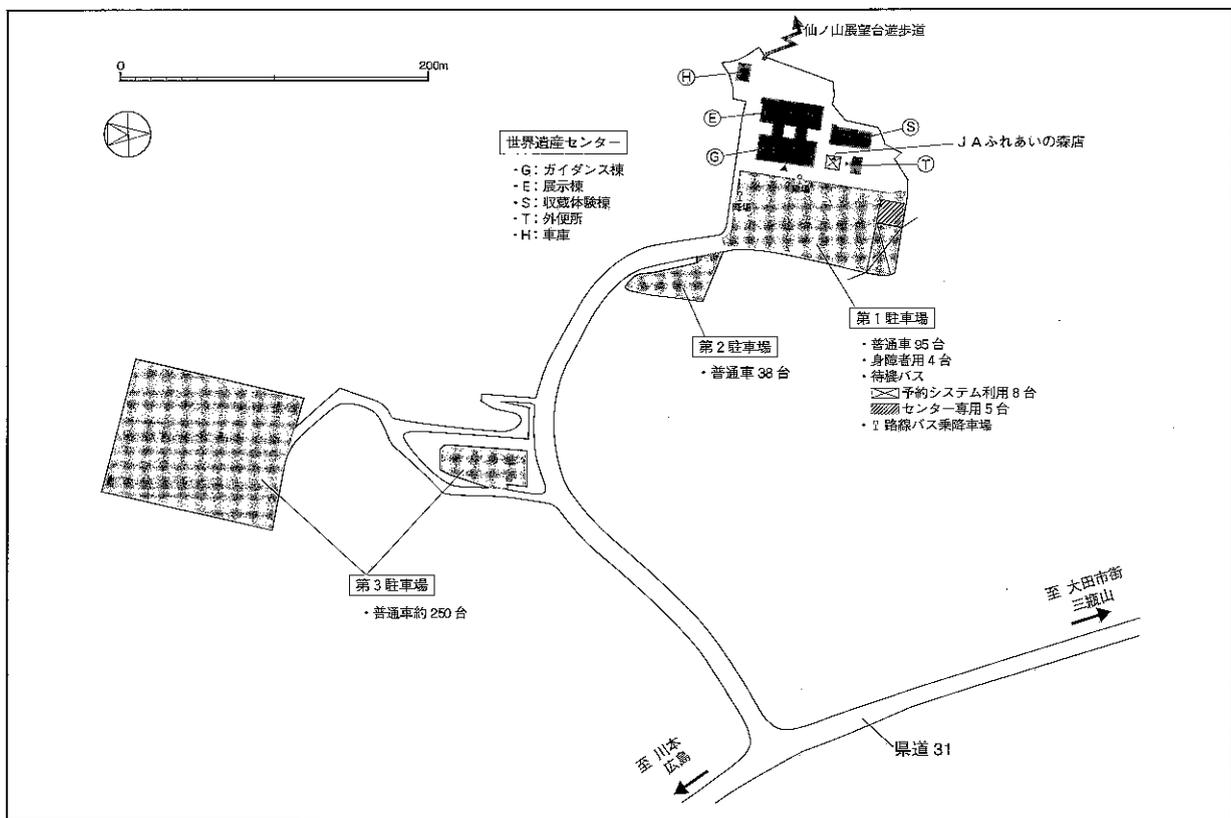


▲センター全景

○館内平面図



○敷地平面図



3. 展示の概要

■展示のコンセプト

石見銀山世界遺産センターは、世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」（以下、「石見銀山」という。）のエントランス（入口）として、遺産のガイダンス（概要説明）機能を担っています。したがって、実物の歴史資料で構成される博物館や資料館とは性格が異なり、模型、映像、レプリカ、再現品を中心に構成しました。また、埋蔵文化財センターとしての機能を有しており、発掘調査により出土した遺物の展示も行っています。

■展示のテーマ

1) 無料展示室（ガイダンス棟）

石見銀山の全体像をわかりやすく理解できることを展示テーマとしています。

遺跡の広がりや構成要素の多様性を、ガイダンス職員による案内のほか、遺跡立体模型やグラフィックパネル、遺跡情報を参照できる情報パソコン、一般／児童向けのガイダンス映像などにより紹介しています。

棟内の情報コーナーでは、調査研究の最新成果の速報展示などの企画展示を実施しています。



▲ガイダンス棟



▲情報コーナー

2) 有料展示室（展示棟）

展示テーマは石見銀山が世界遺産に登録された「3つの価値」と、1996（平成8）年から進めてきた「石見銀山遺跡総合調査の成果」という、計4つのテーマから構成されています。

第1展示室「世界史に刻まれた鉱山遺跡－石見銀山」

石見銀山が16世紀の東西交易によって「人類の価値の重要な交流」に大きな役割を果たしたことを紹介しています。

第2展示室「石見銀山の歴史と鉱山技術」

石見銀山は、採掘から製錬の技術、支配、信仰、生活、銀の流通に至るまでの銀生産の総体を遺構として残すという、世界遺産としての「独特かつ稀な証拠」を示しています。これを①歴史②くらしと技術という2つのサブテーマで解説しています。

①石見銀山の歴史

16世紀の神屋寿禎による「銀山発見」から、大森の町の形成まで、映像や資料写真、復元品等で解説しています。

②石見銀山のくらしと技術

発掘調査の成果を中心に鉱山のくらしと技術を解説しています。

また、期間限定で「国重要文化財・辻が花染丁子文道服の再現品」の公開を実施しています。

****平成23年度公開実績****

第1期（4/1～5/15：45日） 第2期（7/2～9/6：67日）

第3期（9/23～11/9：48日） 第4期（12/22～2/14：58日） 年間計 218日



▲第1展示室



▲第2展示室

第3展示室「総合調査の成果」

自然科学、文献、石造物、間歩、発掘調査という学際的な調査研究成果の一端を紹介しています。併せて石見銀山の地質学的な背景から鉱脈や坑道の分布などを映像、模型等で解説しています。

平成21年度からは、都市鉱山について解説するコーナーを設け、廃棄される電化製品などから希少な金属を回収・再利用している状況の展示解説を開始しています。

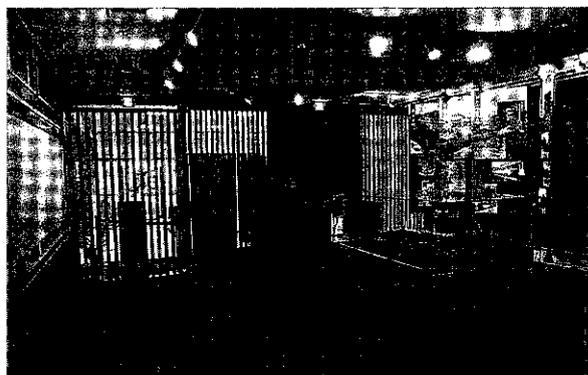
また、今年度寄贈を受けた30kgの純銀インゴットを活用し、実際にこの銀の手触りや重さを感じられる形での常設展示を行っています。

第4展示室「未来に引き続く石見銀山遺跡とその文化的景観」

「鉱山跡と鉱山町、街道、港と港町の総体」という石見銀山の土地利用＝文化的景観を模型、映像、パネルや歴史年表で紹介しています。



▲第3展示室



▲第4展示室

Ⅱ. 管理運営業務の実施状況

平成23年度の概観

指定管理者制度導入初年度における取り組みとして、まず「世界遺産・石見銀山」としての価値や魅力を来訪者に理解していただくことを課題とし、展示室への誘導、遺跡の紹介等に努めてまいりました。そして、同時にユネスコの「平和と人権尊重」の精神を広く伝えることも私達の役目であります。

また、世界遺産センターは石見銀山の玄関口でもあります。来訪者が路線バスに乗り換え、町並み保存地区へ向かう「パーク&ライド」を推進し、観光客等へも「歩く観光」スタイルが浸透してきたところです。遺跡の紹介と併せて、周辺の地理案内や観光案内などの情報提供も充実させています。

なかでも、6月より町並みの施設と連携し販売を開始した「石見銀山4館共通チケット」は、各施設の発展及び歴史や文化の教育普及、町並み散策への足がかりになっています。

広報・宣伝活動にも力を入れ、毎年広島で開催される「島根ふるさとフェア」をはじめとした県内外のイベントに参加、PR活動を継続しています。また島根県観光情報説明会等に参加し、団体ツアー誘客も促進しています。センター公式ホームページでは、イベントや講座のお知らせ、体験学習の紹介、ボランティア活動などを掲載し、情報発信に活用しています。

さらに、自主事業として「丁銀ストラップづくり体験」のメニュー化や「比重選鉱体験」の実施を行い、新しい魅力の提供に努めました。キーホルダーや書籍、やきものなど、石見銀山にちなんだ商品を販売する物販コーナーも新設し、話題性を持たせています。

人材面では、接遇研修や人権研修を定期的に行っています。石見銀山関連施設などに広く参加を呼び掛け、意識啓発に努めています。

これらの取り組みの成果として、また高速道路無料化実験や東日本大震災以降の観光客の西日本各地への流動の背景もあり、年度中の総入館者数は130,800人と横ばいながら、有料展示室観覧者数は64,713人と、対前年比117.7%に増加しました。

今後とも、地元の方々をはじめ石見銀山関連施設や観光分野との連携をはかりながら、リピーターとして何度でもお越しいただける石見銀山を目指し、魅力的な情報発信を継続してまいります。

■平成23年度入館者の状況

総入館者=130,800人（プレオープンからの累計=820,365人 フルオープンからの累計=584,991人）

展示室観覧者=64,713人（フルオープンからの累計=215,642人）

展示観覧料収入=17,089,700円

【入館者数・展示観覧者数】 *1 平成21年4月1日から外国人の展示室観覧割引制度を開始

（単位：人、％）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者	9,412	17,495	9,758	13,041	25,336	13,565	13,521	11,752	4,044	2,545	2,366	7,965	130,800
展示室観覧者	4,033	8,430	5,059	6,680	12,059	7,171	7,369	5,953	2,036	1,283	1,351	3,289	64,713
有料観覧者	3,777	8,252	4,931	5,244	11,870	6,950	6,710	5,411	1,993	1,257	1,320	3,208	60,923
一般	3,118	6,584	3,186	3,180	7,818	4,078	4,505	3,640	1,401	912	739	1,772	40,933
大人	2,959	6,315	3,130	2,982	6,711	3,989	4,395	3,583	1,322	852	722	1,650	38,610
小中学生	159	269	56	198	1,107	89	110	57	79	60	17	122	2,323
団体	93	438	588	802	638	1,179	655	516	200	106	334	355	5,904
大人	93	428	587	775	605	1,170	655	516	187	106	316	355	5,793
小中学生	0	10	1	27	33	9	0	0	13	0	18	0	111
その他割引利用	549	1,196	415	569	1,674	673	597	458	232	130	114	426	7,033
大人	485	1,106	402	511	1,360	633	566	439	208	119	107	374	6,310
小中学生	64	90	13	58	314	40	31	19	24	11	7	52	723
共通チケット利用			711	661	1,709	973	906	738	129	86	129	609	6,651
大人			698	621	1,526	956	890	728	128	86	128	561	6,322
小中学生			13	40	183	17	16	10	1	0	1	48	329
外国人割引者	17	34	31	32	31	47	47	59	31	23	4	46	402
無料観覧者	256	178	128	1,436	189	221	659	542	43	26	31	81	3,790
大人	206	154	107	750	142	139	365	182	23	24	25	39	2,156
小中学生	50	24	21	686	47	82	294	360	20	2	6	42	1,634

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
入館者	H23年度	9,412	17,495	9,758	13,041	25,336	13,565	13,521	11,752	4,044	2,545	2,366	7,965	130,800
	H22年度	9,165	20,126	8,204	12,208	23,739	14,290	13,729	13,551	3,615	1,879	3,168	6,606	130,280
	対前年度比	102.7%	86.9%	118.9%	106.8%	106.7%	94.9%	98.5%	86.7%	111.9%	135.4%	74.7%	120.6%	100.4%
展示室観覧者	H23年度	4,033	8,430	5,059	6,680	12,059	7,171	7,369	5,953	2,036	1,283	1,351	3,289	64,713
	H22年度	3,692	7,255	3,722	4,981	10,361	5,751	6,356	5,617	1,654	1,007	1,579	3,017	54,992
	対前年度比	109.2%	116.2%	135.9%	134.1%	116.4%	124.7%	115.9%	106.0%	123.1%	127.4%	85.6%	109.0%	117.7%

【展示室観覧料収入】

（単位：千円、％）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H23年度	1,085	2,335	1,400	1,450	3,193	1,956	1,962	1,563	566	352	370	870	17,089
H22年度	1,003	1,968	987	1,239	2,746	1,531	1,707	1,524	464	272	419	798	14,658
対前年度比	106.2%	118.6%	141.8%	117.0%	116.3%	127.8%	114.9%	102.6%	122.0%	129.4%	88.3%	109.0%	116.6%

《参考：外国人割引者》

地域別	H23	H21/4から累
東ヨーロッパ	31	49
西ヨーロッパ	59	155
北アメリカ	46	196
中南米	3	12
オセアニア	15	52
東アジア	178	401
東南アジア	16	169
南アジア・中央アジア	1	10
中東・アフリカ	3	8
国籍不明	0	12
計	352	1,064

※平成23年6月1日より「石見銀山4館共通チケット」販売開始

■石見銀山4館共通チケットとは

石見銀山有料4施設で使えるお得な割引チケット。対象施設は「石見銀山世界遺産センター」「石見銀山資料館」「重要文化財熊谷家住宅」及び「代官所地役人旧河島家」の4施設。チケットは対象施設にて販売。

※平成21年4月25日より電子マネー「石見銀山WAON」サービスイン

■石見銀山WAONとは

大田市観光協会とイオン株式会社（千葉県）が業務提携し、イオンの電子マネー「WAON」に石見銀山遺跡をデザインし「石見銀山WAON」を発行。世界遺産センターなどの有料施設等（8カ所）での支払い時に割引金額で利用できるとともに、その売上金の一部が「石見銀山基金」に寄付され、石見銀山遺跡の保全に活用されます。

■主な入館団体（平成23年度）

★学校 ※視察

月	日	団 体	月	日	団 体
4	3	せとうちグリーンツアー	7	1	広島県・真蔵坊仏教婦人会
	16	広島県・銀の道		2	長崎県・長崎バス観光
	17	つくしの会		4	新潟県・新潟交通の旅クレヨン ほか
	19	益田市・益田翔陽高校 ★			愛知県・豊集会
	21	フジプレミアム株式会社 ※ ほか			大分県・(株)あんのん ほか
	22	江津市・黒松のボランティア ほか		6	長崎県・長崎バス観光
	28	出雲市・出雲市立旭丘中学校 ★			大田市・仁摩中学校 ★ ほか
5	5	広島県・アイツアー		7	大田市・久屋小学校 ★ ほか
	10	新潟県・新潟交通の旅クレヨン		8	長崎県・長崎バス観光
		広島県・アイツアー			三瓶周辺3校合同学習 ★ ほか
	11	兵庫県・いなみ野学園		11	智辯学園和歌山中学校2年生 ★
	14	三菱電機労働組合 福島支部			智辯学園奈良カレッジ2年生 ★ ほか
		株式会社 竹野内建設		12	大田市・仁摩小学校 ★ ほか
	15	南加茂自治会上組		13	長崎県・長崎バス観光
		福岡県・シンワカイ		14	出雲養護学校 ★ ほか
		広島県・アイツアー		17	長崎県・長崎バス観光
	19	島根県立農業大学校 ほか			広島県・アイツアー
	20	役員会並びに総会 ※		20	長崎県・長崎バス観光
		福岡県・金光教甘木協会		23	関西地区経済同友会
	21	広島県・全日空広島支店 ※		24	島根県観光連盟 ※
	23	愛媛県・雄郡地区民生児童委員協議会		26	広島県・アイツアー
	24	新潟県・新潟交通の旅クレヨン		28	広島県・東広島市地域農業集団連絡協議会
		愛知県・神代の湯・出雲・石見 ほか		29	長崎県・長崎バス観光 ほか
	25	池田中学校 ★		30	島根県・大家組キッズサンガ ほか
		広島県・アイツアー	8	1	長崎県・長崎バス観光
	28	静岡県・チームファン		3	大田市小中学校新採用転入職員研修 ※
	30	広島県・アイツアー ほか		4	長崎県・長崎バス観光 ほか
6	1	ビッグホリデー ※			宮崎県レディースソフトテニス
		島根県庁文化交流 ほか		6	広島県・アイツアー
	2	清水年金受給者協会		8	島根県・石州瓦工業組合
	3	安原伝兵衛子孫ご一行		9	総合的学習部会 ※
		出雲市・出雲市立旭丘中学校 ★		10	福岡県・福岡オリオンツアー
		出雲市・出雲市立平田中学校 ★		11	愛知県・溢愛館 ★
	4	広島県視覚障害者団体連合会			長崎県・長崎バス観光 ほか
		長崎県・長崎バス観光 ほか		23	長崎県・長崎バス観光
	5	藤井寺市行政視察 ※		27	兵庫県・ふれあい旅行
		広島県・アイツアー ほか			長崎県・長崎バス観光
	6	新潟県・新潟交通の旅クレヨン		28	三次広域商工会
		大阪府・岸和田天神宮神和会		29	東京都・大正大学空手道部 ほか
	7	新潟県・新潟県民共済		31	長崎県・長崎バス観光 ほか
	11	栃木県・上都賀プロパンガス	9	2	島根大学留学生見学旅行 ほか
	12	鹿児島県・日能研九州		3	長崎県・長崎バス観光
	13	大阪府・大庄親睦会		4	広島県・中国電力
	16	新潟県・新潟交通の旅クレヨン			山口県・(有)総合保険企画
		長崎県・長崎バス観光 (ガイド研修)			山■県・鹿野学園 ほか
	17	島根県観光連盟 ※ ほか		5	長崎県・長崎バス観光
	18	島根大学総合理工学部		7	法政大学 田中優子ゼミ
	25	広島県・アイツアー		8	青森県・上北下北 購買ブロック
	26	広島県・アイツアー		9	大田市・朝波小学校 ★
	27	安来市赤屋地区交流センター		10	長崎県・長崎バス観光 ほか
	30	山口県小野老人クラブ連合会		11	長崎県・長崎バス観光

★学校 ※視察

月	日	団 体	月	日	団 体
9	12	長崎県・長崎バス観光 ほか	11	17	広島県・廿日市公民館 ほか
	13	鳥根県教育事務所 ※ 長崎県・長崎バス観光		18	大田市・久手小学校 ★ ほか
	14	長崎県・長崎バス観光		19	福岡県・筑豊聴覚障害者協会
	16	マツダOB会 ほか		20	徳島県・日亜化学工業OB会 ほか
	17	ベトナム ホイアン市 ※ 長崎県・長崎バス観光 ほか		22	大田市・大田第二中学校 ★ 大田市・鳥井小学校 ★
	18	明石高専建築会見学会 ほか		23	広島県・かんばら自動車 ほか
	21	マツダOB会 新潟県・新潟交通の旅クレヨン		24	文化財調査官 ※ ほか
	24	長崎県・長崎バス観光		25	第40回大規模遺跡調査連絡協議会 ほか
	28	大田市・大田第三中学校 ★ 出雲養護学校 瀬摩分教室 ★	12	2	中国ブロック商工会
	29	長崎県・長崎バス観光 ほか		4	パラマウントベッド ほか
	30	浜田市・浜田東中学校 ★ 新潟県・新潟交通の旅クレヨン		6	邑智郡・美郷町立邑智中学校 ★
10	1	広島県・佐伯沖組れんげん ほか		8	富士宮市議会事務局 ※ ほか
	2	三重県・JA鈴鹿玉垣支店		17	山陰古瓦研究会
	3	大田市・池田小学校3・4年 ★	1	19	福岡県田川市 ※
	5	松江市・松江養護学校 ★ 川本中学校第6期同窓会 ほか		23	広島県・可部ひまわりの会
	12	出雲市・出雲市立第三中学校 中国地方都市美協議会 ほか		12	静岡県・中部地区JA専務常務会 ほか
	13	まんたく会 ほか		14	鳥根県下商工会議所職員研修会
	16	鹿児島県・古代史の旅 新潟県・山陰山陽全世界遺産総巡り ほか		16	トラベルハート
	19	北海道・余市町議会		17	永井裕子氏新曲製作にかかる現地視察 ※
	21	郵船クルーズ	2	1	JTB石見銀山誘客の為の商品造成取材 ※
	22	中国四国南北軸交流懇談会 埼玉県・大原法律事務所 ほか		2	群言堂
	23	岡山県・カラオケ園		2	岡山県・内山議員 ※
	24	岡山県・哲西町ボランティア協議会 ほか		3	DBJキャピタル(株)山口取締役 ※
	26	大田市・五十猛小学校 ★ ほか			アヴィ・ルガシ氏視察 ※
	27	大田市・富山小学校 ★		8	長野県・田口支所旅行友の会
	28	高知県・教退互安芸支部 大田市・久屋小学校 ★ ほか		9	台湾旅行会社・メディア ※ ほか
	29	東京都・花の20期 ほか		11	山口県・ボーイスカウト下松第5団
	31	大田市・静岡小学校 ★		15	香川県・コトバスツアー
11	1	大田市・川合小学校 ★ 長崎県・長崎バス観光 ほか		18	愛知県・新中国みどころ10景
	2	新潟県・山陰山陽2日間		19	大阪府・出雲大社・石見銀山・安立美術館
	4	出雲市・出雲市立今市小学校 ★		20	兵庫県・クラブツーリズム ほか
	5	聖火会		22	岡山県・奈義町文化財保護委員会
	8	熊本県菊池市福祉厚生委員会 ほか		25	前千葉県知事 ※ ほか
	10	文化庁伝建保護行政研修会 ※ ほか		26	日本修学旅行協会 ※
	11	東京都・キャノン驚友会 ほか			香川県・コトバスツアー ほか
	13	鳥根県・大津クラブ ほか		29	川本町立三原小学校5・6年生 ★
	14	岡山県・曹洞宗第5教区 ほか	3	2	東京都・都立調布高校 修学旅行下見
	16	大田市・温泉津小学校 ★ 岩手県副知事 ※		5	新潟県・旅の宝石箱
		沖縄県教育委員会 ※ ほか		6	京都府・立命館高等学校 ★ ほか
				7	邑智郡・邑智小学校4年生 ★ほか
				11	オール・コール
				14	安芸教区門徒総代幹事会
					大阪府・壬生会 ほか
				16	兵庫県・徳壽院
				17	香川県・びっくり玉造 ほか
				26	北海道・旅の絵手紙の会
				30	金浦地区老人クラブ連合会

■誘客・広報事業

4月からの指定管理者制度の導入により「石見交通株式会社」が世界遺産センターを管理・運営していくうえで、民間の視点から誘客・周知・宣伝に努めました。主なPR活動の概要は次のとおりです。

1) 「石見銀山世界遺産登録4周年だよ！全員集合」

世界遺産登録記念日の7月2日と3日の両日を施設無料開放としました。また、スタッフによる展示室解説、ジオラマ模型を使った遺跡全体の紹介など石見銀山のことがよくわかったと来館者から好評でした。

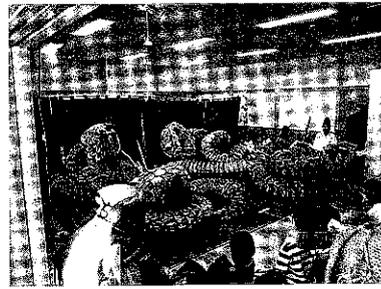
●「銀をさがせ」

銀の精錬技術—灰吹法の中の「ゆりわけ」作業の疑似体験ができる体験。実際は粉成した鉱石を水の張ったタライの中で比重選鉱し銀を含んだ鉱石をゆり分ける作業だが、イベントでは水の張ったタライの中に銀粒を混ぜた砂を入れ、盆を揺すり銀粒をさがし出すというもの。取った銀粒は小瓶にいれて持ち帰れるということで喜ばれました。



●「写真入りカレンダー」「浴衣でお出迎え」

大きな丁銀の前で撮った写真入りカレンダーを作りました。来館記念に作る人達が多かったです。涼を楽しんでいただく企画としてスタッフが浴衣姿で来館者を迎えました。この他、こども神楽団を招き石見神楽で盛り上がりました。



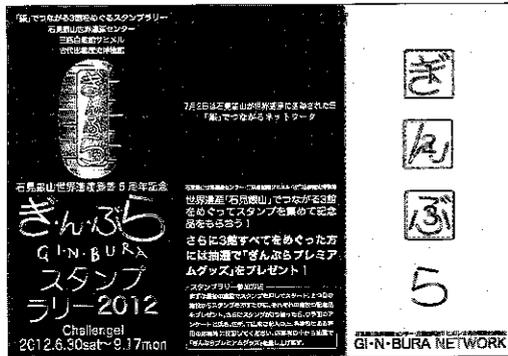
▲様々なイベントの様子

2) 「開館4周年記念」

世界遺産センターは、ガイダンス棟・展示棟・収蔵体験棟の3つの棟から成り立った学習施設です。2007年10月にガイダンス棟を先行オープンし、その翌年10月20日3棟フルオープンの運びとなりました。これを記念して今年度より10月20日のフルオープンの日を施設無料開放しました。「石見銀山今昔写真展」「展示ガイド付き丁銀づくり体験」などイベントを開催しました。

3) 他施設との連携事業

周知・誘客を目的とした合同イベント「ぎ・ん・ぶ・ら」スタンプラリーを鳥根県立古代出雲歴史博物館、鳥根県立三瓶自然館サヒメル、石見銀山世界遺産センターの3館で世界遺産登録記念月の7月2日～9月25日まで開催しました。また、鳥根県立古代歴史博物館、弥生の森博物館、兵庫県立考古博物館のイベントに参加するなど広報・連携を強固なものとするよう事業を進めました。



▲ぎ・ん・ぶ・らスタンプラリー



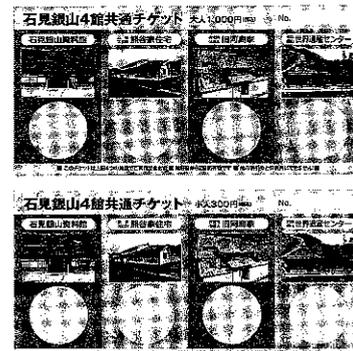
▲兵庫県立考古博物館 秋まつりに参加

4) 「4館共通チケット」

石見銀山資料館、家の女たち（熊谷家住宅・旧河島）、石見銀山世界遺産センターの3施設間連携事業の一環として、石見銀山遺跡の歴史・文化等の教育普及にあたり相互に協力し、各施設の発展及び障害学習の推進に寄与することを目的として共通割引チケットを作成し6月1日より発行しました。



▲ポスター



▲共通チケット（上：大人券 下：小中生券）

5) 「鳥根ふるさとフェア2012」

毎年広島市内でおこなわれる「鳥根ふるさとフェア」に参加しました。今回は世界遺産センターとして施設の内、外で2ブース出展しました。



▲専門職員によるレクチャーとプラ板体験をする子供達



▲外ブースの様子

Ⅲ. 総合調査研究業務の概要

1. 考古学的調査研究

■発掘調査

石見銀山遺跡での発掘調査は、昔の人々が地面に残した痕跡や道具から、銀の採掘・製錬技術や、それに関わった人々の営みを解明・証明する役割を担っています。今年度の調査では、大森地区内の旧大住家住宅地点と、石銀地区、昆布山谷地区を対象としました。

1) 旧大住家住宅地点

調査期間：平成22年4月12日～9月22日

所在地：大田市大森町地内

概要

旧大住家地点は、絵図から大住家（銀山附地役人）の居宅があったと推定される場所です。古写真や地元の話によると、昭和30～40年頃から畑になっていましたが、建物を新築するにあたって、遺構の残り具合を確認するために発掘調査を行いました。

調査の結果、塀を支える柱や庭と考えられる空閑地、直線的な狭い土間（通り土間）など、武家屋敷の特徴を匂わす痕跡が部分的に確認されました。道路の拡張や耕作で壊れてしまっている箇所も多く、詳細を知ることはできませんでしたが、居宅は江戸時代の間取りに改修を加えながら、明治時代以降まで利用されていたことがわかりました。

調査後は、建物新築に関する検討を入念に行い、遺構の保護をしてから完全に埋め戻しを行いました。

2) 石銀地区

調査期間：平成22年6月27日～11月11日

所在地：大田市大森町イ1617ほか

概要

石銀地区は、仙ノ山山頂付近に広がる平坦面です。見学道を整備するにあたって、江戸時代の道の場所を確認するため、前年度に試掘調査を行っています。その際、建物跡の可能性のある地ならしされた場所や石の列などが見つかったため、様子を確認するため、今年度に改めて調査しました。

調査の結果、道跡をはじめ建物の敷地造成と見られる石垣や、敷地の内側に桶を埋置した痕跡などが確認されました。建物跡の年代は見つかった陶磁器片から、1600年代中頃と考えられました。

3) 昆布山谷地区

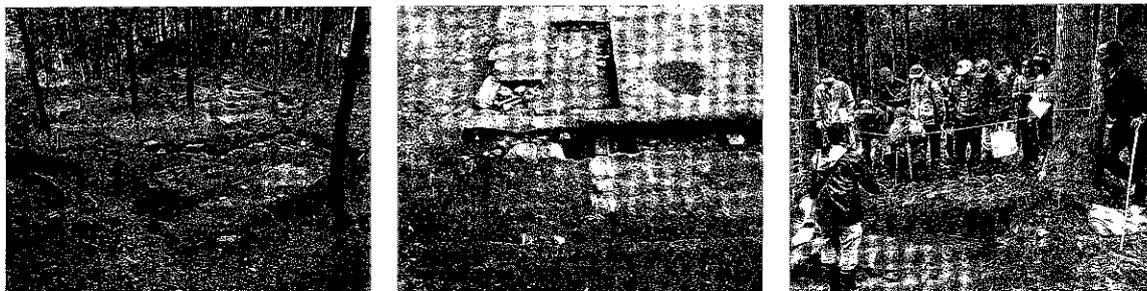
調査期間：平成22年9月27日～12月9日

所在地：大田市大森町ニ261-1、ホ366-1

概要

昆布山谷地区は、佐毘売山神社の西側に位置する谷です。採掘・製錬技術や、過去に土地がどのように利用されていたのかを探るため、平成22年度から発掘調査を行っています。今年度は、前年度に見つかった近代の建物跡の形や規模を確認するため、同じ地区を掘り広げました。

調査の結果、建物の礎石が残っており、逆L字形の間取りであることがわかりました。明治時代から石見銀山を経営した藤田組の史料には、調査地にあたる番地に「選鉱所」を作るという報告が残っています。建物の間取りや土地周辺の状況は、史料に書かれた説明や模式図と一致していました。藤田組が石見銀山の経営を始めた当初、昆布山谷周辺で様々な作業をしていたことを示す資料となります。ただし、古地図と現在の地図とでは番地の場所が違っているなどの問題点もあり、さらなる調査が必要です。



■石造物調査の概要

石造物調査は、石見銀山遺跡の歴史的過程を石造物という観察対象をとおして明らかにし、鉱山遺跡としての特性を把握することを目的に実施しています。石造物には様々なものがありますが、現在は鉱山の盛衰が直接的に反映されると考えられる墓石を重点的に調査しています。

1) 平成23年度石造物及び発掘調査指導会

実施日：平成23年6月13日（月）

場所：石見銀山世界遺産センター、仙ノ山石銀地区墓Ⅲ

指導者：田中義昭氏（鳥根県文化財保護審議会委員）、池上悟氏（立正大学文学部教授）、
今岡利江（八雲立つ風土記の丘学芸員）

概要

平成22年度に行った温泉津極楽寺墓地、仙ノ山石銀地区墓Ⅱ・Ⅳの調査成果の確認と平成23年度の調査箇所・内容の検討を行いました。この結果、平成23年度は仙ノ山石銀地区墓Ⅲの墓石悉皆調査を行うことにしました。

2) 仙ノ山石銀地区墓Ⅲの石造物悉皆調査

実施日：平成23年8月24日（水）～27日（土）

場所：大田市大森町 仙ノ山石銀地区墓Ⅲ

指導者：田中義昭氏、池上悟氏、今岡利江氏

参加者：立正大学院生、大田市・鳥根県教育委員会職員

概要

仙ノ山石銀地区墓Ⅱにある石造物を悉皆調査しました。この墓群は16世紀末に造墓が開始されたもので、石銀地区の中では墓Ⅱと共に大型の石塔が造立された中心的墓地であり、墓石などの石造物が多数現存しています。ここでの最古の紀年銘は慶長2（1597）年の一石宝篋印塔でした。17世紀代の慶長、元和、寛永期に造墓が集中するものと考えられ、最も新しい紀年銘は萬治2（1659）年の組合せ宝篋印塔でした。また、墓石に刻まれた戒名等が浄土宗に特徴的に見られるものであったことから、浄土宗寺院に付帯した墓地である可能性が高いと推察されました。

これらのことから、石銀地区墓Ⅲは16世紀末に「山師」などの富裕層の墓所として造墓が始まり、17世紀前半に最も盛んに造塔が行われ、17世紀半ば過ぎに造墓が終了することがわかりました。この様子は石銀地区の鉱山活動の様子をよく繁栄していると考えられ興味深い成果となりました。

3) 平成23年度調査報告書作成

概 要

悉皆調査した大田市大森町仙ノ山石銀地区墓Ⅲの調査成果を掲載しました。



▲石銀地区墓Ⅲの現状（写真1）



▲石銀地区墓Ⅲの調査状況（写真2）

■海底調査の概要

石見銀山遺跡は鞆ヶ浦や沖泊などの海域を、国指定史跡地内に含んでいます。しかし、海底の状況は十分には把握できておらず、わずかな遺物が採集されているだけです。

こうしたことから、海底の現状を把握し、将来の保護方法について検討材料を得る目的で、平成21年度からNPO法人アジア水中考古学研究所が行う調査に協力する形で海底調査を実施しました。平成23年度は3年計画の最終年次でした。

1) 古龍・温泉津湾周辺の海底調査

日 時：平成23年11月4日～7日

場 所：古龍・温泉津湾内

調査主体：NPO法人アジア水中考古学研究所

参加者：林田憲三氏（NPOアジア水中考古学研究所）、小川光彦氏（金沢大学大学院）、

松井広信氏（金沢大学大学院）、山本祐司氏（水中カメラマン）、

鳥根県教育委員会：林健亮・岩橋孝典、大田市教育委員会：中田健一

概 要

4日は温泉津港を出発し古龍湾口東側を中心に潜水調査をしました。遺物・人工物は確認されませんでした。5日は温泉津湾外の立鳥瀬で潜水調査をしました。瓦1点、陶磁器2点を取り上げました。6日は沖泊湾口付近で潜水調査を行い、壺片を確認しました。調査後、今後の調査について参加者で協議しました。沖泊湾内の様子は次第に判明しつつありますが、なお調査が必要なこと、また古龍、鞆ヶ浦なども再調査する必要があることなどが確認されました。

2. 歴史・民俗学的調査研究

世界遺産としての顕著な普遍的価値を高めるため、散逸の危機にある地元史料を主対象として文献調査を実施しています。その際、人権・同和問題との関わりを深めるため、地図・地名、人権・同和問題調査を通じて問題への理解促進と意識の向上をめざしました。調査成果の活用方法については、類例調査を行いつつ引き続き検討しています。

■文献調査の概要

石見銀山の歴史と国内外におけるその意義を明らかにするため、石見銀山と石見銀を含む日本銀に関する文献・史料の所在や内容を学術的に調査しています。史料や文献の検索・閲覧・複写・写真撮影をし、必要に応じて目録作成や解説を行って保存・活用することとしています。

1) 文献調査指導会

実施日と場所 以下のとおり

- 1：平成23年5月28日（土） 鳥根県職員会館教養6室（松江市殿町）
- 2：平成23年11月2日（水） 鳥根県立古代出雲歴史博物館2階会議室（出雲市大社町）

出席者 文献調査員及び鳥根県教育委員会職員

概要

平成23年度調査の計画と概況について協議し、個別文書の具体的な調査のほか、所在確認調査や調査成果の公開について議論を行いました。また、史資料の取り扱いについても議論を行いました。

調査成果を公開する刊行物については、近世の石見銀山に関する基礎的な史料「石州大森銀山諸書物写」と「銀山古事覚書」を翻刻し、報告書として刊行しています。

2) 史料調査

実施日 平成22年4月15日（土）～平成24年3月28日（水）のうち45日間

場所 各文書所蔵先（大田市大田町ほか）

出席者 文献調査員、鳥根大学学生、大田市・鳥根県教育委員会職員

概要

次に挙げた個別文書の写真撮影や目録作成を行いました。

【泉家、熊谷家、竹下家、中村家、西本寺、安田家】

地役人家では、平成21年度調査の安田家について追加調査を進め、撮影と目録作成を完了しました。十社寺調査を契機に始めた西本寺の調査は、次年度以降も継続することとしています。

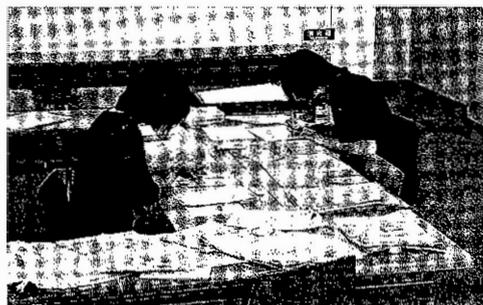
また、下記の各館に収蔵される中近世関連史料を

調査したほか、DOWAホールディングス株式会社から借用した近代大森鉱山関係資料類を撮影しました。

【岩国徴古館、隠岐郷土館、国文学研究資料館、鳥根県立図書館】

資料上の銘文にも注目し、大森町並み交流センターに保管されている板図・棟札類や、大田市（南）八幡宮鉄塔附経筒・銭貨も調査しました。

以上の諸調査に加え、調査全般に関わる論文や書籍など各種文献の収集にも努めました。



▲熊谷家下張り文書調査

3) 石見銀山資料館との共同調査

実施日 平成23年5月24日(火)・6月8日(水)

場 所 林家(邑智郡美郷町)

出席者 文献調査員及び鳥根県教育委員会職員

概 要

石見銀山資料館による林家文書の調査へ参加し、共同で整理・記録作業を行いました。林家文書は近世銀山街道沿いの村役人家に伝来した一大史料群であり、農業以外の生業関連史料を含む数千件を対象に、引き続き目録を作成しました。

■地図・地名、人権・同和問題調査の概要

石見銀山遺跡とその周辺は、近世には幕府の石見銀山領支配の中心地となり、また銀山には鉱山労働者をはじめとするさまざまな身分の人たちの生活がありました。その支配機構は、幕府領に共通するものと、銀山領独自のものがあつたようです。被差別身分の人たちは支配機構の中に位置付けられ、主に治安維持に関わる業務を役務として果たしながら、一方で忌避・差別された歴史があります。

石見銀山に関わる調査研究においては、ユネスコの基本理念である「平和と人権尊重」の精神を基本に据え行なうべきであることをふまえ、歴史的事実の解明が石見銀山に関わる人権・同和問題の解決につながる取り組みとなるよう、人権・同和問題への理解促進と意識の向上を図る必要があります。そのため、まず、有識者を講師に迎えて研修会を開催し視察も実施しました。

1) 人権研修会

実施日 平成24年2月28日(火)

場 所 石見銀山世界遺産センター オリエンテーション室(大田市大森町)

講 師 遠藤浩巳氏(大田ふれあい会館館長)

概 要

石見銀山の歴史と人権・同和問題について、差別された人々の社会的役割やその暮らしについてなど、幅広い知識に裏付けされたお話を伺うことができました。

また、子どもたちと共に大人も人権・同和問題と「出会い直し」「学び直し」てゆくことの大切さを講師が説かれる中で、その大切さを参加者一同がそれぞれ確認できました。

2) 関連施設の視察

実施日と視察先 以下のとおり

- 1:平成23年6月29日(水) 山口県文書館(山口県山口市)
- 2:平成23年6月30日(木) 広島県立文書館(広島県広島市)
- 3:平成23年7月21日(木) 渋染一揆資料館(岡山県岡山市)
- 4:平成23年7月21日(木) 岡山県立記録資料館(岡山県岡山市)
- 5:平成23年7月22日(金) 鳥取県立公文書館(鳥取県鳥取市)

出席者 鳥根県教育委員会職員

概 要

視察先の各機関では、歴史資料等の取り扱いにおける人権に配慮した取り組みや、そこでの経験・課題などを聞くことができました。また、そうした取り組み等の背景にある各地域の歴史についても理解を深めることができ、今後の人権・同和問題解決へ向けた取り組みの参考となりました。

■教育普及方法等調査の概要

1) 調査内容 先進事例の調査

実施日 平成24年3月1日(木)

場 所 土肥金山(静岡県伊豆市土肥町)

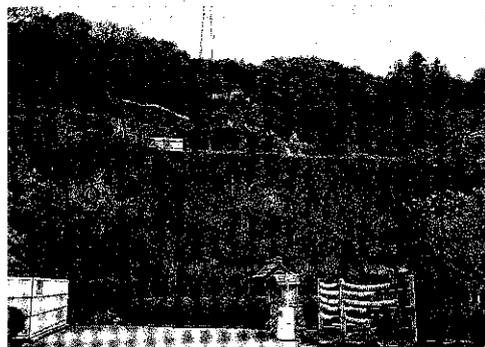
出席者 島根県教育委員会職員(専門研究員 岩橋孝典)

概 要

石見銀山遺跡の世界遺産としての価値を広く情報発信するためには、体験を含めた教育普及活動や講座・シンポジウム等の開催が大きな役割を果たします。それらの参考事例として、世界遺産や鉱山遺跡での類似の施設・活動を視察し、見識を深めることが本調査の目的です。

今年度は、以前にテーマ別調査研究事業において収集した情報をもとに、土肥金山(静岡県伊豆市土肥町)を視察しました。17世紀初め、大久保長安が奉行として支配するなど、土肥金山と石見銀山の歴史には共通点もあります。現地には、本館(お土産物売り場、飲食店)・黄金館(展示施設)・砂金館で構成される一連の案内施設で、土肥金山の歴史や遺跡について紹介されています。

現地周辺には鉱山に関連する寺社や他の坑道もあるため、これらを今後活用することで、遺跡としても充実した評価がなされるものという印象を持ちました。石見銀山遺跡でも、情報発信や普及啓発を有効に行うためには遺跡を十分に理解してもらうことが不可欠であることを再認識しました。



▲土肥金山のやまなみ

3. 自然科学的調査研究

従前の科学調査など自然科学的な調査を一つの体系として整理発展させ、石見銀山遺跡の実態を解明し、より価値を高める調査を行っています。この調査の目的は、鉱山技術の復元、遺跡の保存、環境保護等の解明です。これらの成果は講演会や鉱山技術の体験、現地ガイド、現地公開などで公表します。

■考古資料分析調査の概要

1) 平成23年度考古資料分析調査検討会

実施日:平成23年8月23日(火)

場 所:島根県埋蔵文化財調査センター

指導者:村上 隆氏(京都国立博物館学芸部副部長)、高田 潤氏(岡山大学大学院自然科学研究科教授)、江木俊雄(島根県産業技術センター無機材料・資源グループ科長)、中島 剛(同主任研究員)

参加者:大田市(石見銀山課 中田、新川)、島根県教育委員会文化財課職員(若槻室長、岩橋、林)、島根県埋蔵文化財調査センター職員(勝部、柴崎、沢田)

概 要

平成21~22年度の調査内容の検討を行いました。清水谷製錬所跡の出土品(レンガ、埴埜、キューベル)の分析結果等について分析担当者、発掘担当者等から発表があり、出席者で検討を行いました。

2) 調査内容：大森町内伝世瓦の科学分析

概要

鳥根県内で最古級のレンガについて比較するため、大森町内で伝世された瓦（19～20世紀）を対象として鳥根県産業技術センターにおいて科学分析を実施しました。

分析は、大田市大森町の銀山公園前に所在した旧石見銀山遺跡発掘調査事務所脇に集積されていた伝世瓦を対象として行いました。

分析資料は、001～003燻し瓦（宅野）、005～007石州釉薬瓦（中心飾り、下向き三葉文）、004石州釉薬瓦（中心飾り、退化した宝珠文）、008石州釉薬瓦（中心飾り不明）、009石州釉薬瓦（中心飾り、丸十字）です。分析項目は、耐火度測定、吸水率測定、蛍光X線による定性分析、X線回折分析、圧縮強度試験です。

■生物調査の概要

調査内容：陸棲脊椎動物、昆虫類、植物などの生物調査

実施対象：石見銀山遺跡及びその周辺

実施方法：財団法人しまね自然と環境財団（鳥根県立三瓶自然館）に委託し実施

概要

平成20年度から代表的な自然環境を有する地域を対象に生物調査を実施し、年次変化や影響の有無を把握することとしています。平成23年度は銀山川遊歩道、要害山登山道、本谷地区、鞆ヶ浦港、沖泊港について年2回（春・秋）の継続的監視・観察を行いました。また、大久保間歩、矢滝城跡、石見城跡において、特定動植物（コウモリ類、洞窟性昆虫類、ギフチョウ、ラン類など）の調査を行い、生息状況の記録を行っています。来訪者の増加などに伴い、生物環境への人為圧は高まっていますが、現在のところ大きな変化はありません。新たに希少動植物の存在が確認されており、継続した情報収集が必要です。

■資産保全調査の概要

調査内容：石造物モニタリング調査

概要

石見銀山遺跡に多く存在する石造物の風化度、崩壊状況などを観察・測定し、対応策を検討するため、指導会を開催しました。石造物等の保存は、現象の確認、原因の究明、対策の実施という手順を進める必要があり、当面は経年変化の観察と、気象条件等のデータ蓄積を行っています。石材の乾湿の繰り返しによる劣化が大きな原因とみられるため、周辺の温湿度や水分の条件など、石の乾湿に係る機器測定を目視観察と併せて行っています。

4. テーマ別調査研究

平成20年度から「最盛期石見銀山の復元」と「東アジアの鉱山比較」を大きなテーマとして、およそ3年周期の共同調査研究を進めています。この研究では、考古学、歴史地理学、地質学、鉱山学などの外部の各種研究者に石見銀山遺跡客員研究員として参加してもらい、年に2回程度の共同検討会議を開催しながら進めています。

○石見銀山遺跡客員研究員 名簿

研究テーマ	氏名	所属
最盛期石見銀山の復元	井上 雅仁	島根県立三瓶自然館
	大庭 康時	福岡市教育委員会
	仁木 宏	大阪市立大学大学院文学研究科
	藤原 雄高	石見銀山資料館
	山村 亜希	愛知県立大学文学部日本文化学科
東アジア鉱山比較研究	小関 久乃	独立行政法人東京文化財研究所文化遺産国際協力センター（元）
	中西 哲也	九州大学総合研究博物館
	仲野 義文	石見銀山資料館
	中村 唯史	島根県立三瓶自然館
	吉原 道夫	佐倉市立白井南中学校

■最盛期石見銀山遺跡の復元研究の概要

この事業では、考古・文献・歴史地理・自然科学等各分野の専門的な研究者による調査研究によって、土地・人・物の状況解析を基軸とし、16世紀から17世紀初め頃にかけて最盛期を迎えた石見銀山の景観を復元的に明らかにすることを目標に、展示やイラスト作成なども念頭に置きながら調査研究を行っています。

■鉱山遺跡比較調査研究の概要

石見銀山遺跡が世界遺産に登録された際、ユネスコ世界遺産委員会から「石見銀山遺跡及び国内外の他の鉱山遺跡との比較研究の実施」が要請されました。このため、島根県と大田市では東アジアの鉱山遺跡の情報収集を行うこととしました。海外鉱山については、中国の情報収集を実施しています。また、国内については、生野銀山を始めとする石見銀山と関係の深い銀鉱山について共同研究を進めています。また、久喜大林鉱山を始めとした県内鉱山についても、江戸時代に石見銀山御領に含まれた鉱山を中心に調査を行っています。

■事業の実施概要

1) 第9回石見銀山遺跡客員共同検討会の開催

①客員共同検討会と現地視察

実施日：平成23年5月20日

場 所：石見銀山世界遺産センター（大田市大森町）および温泉津町古龍地区

出席者：客員研究員、大田市教育委員会・島根県教育委員会職員

概 要

温泉津古龍の現地視察を行うとともに、検討会では「最盛期石見銀山の復元」テーマにかかる1本の報告が行われました。

1) 藤原雄高「史料に見る「最盛期」～運上と人口～」

同氏は運上と人口を指標とした場合、「最盛期」は江戸初期であると述べるとともに、「鉱山集落」の中身の部分を検討する必要があることを指摘しました。

2) 第10回石見銀山遺跡客員共同検討会の開催

①現地調査

調査日：平成23年12月4日（日）

場 所：大田市温泉津町温泉津・小浜

指導者：広島大学大学院文学研究科 本多博之氏

大田市建設部事業推進課 今田善寿氏

参加者：石見銀山遺跡客員研究員、島根県教育委員会職員

概 要

温泉津小浜間の丘陵上を、今田氏の案内で踏査しました。現地は戦後しばらく耕作地であったとのことですが、城館跡と覚しき平坦地が連続しており、「殿居」「殿」「屯」といった小地名とも合致する状況が確認できました。

②客員共同検討会

実施日：平成23年12月3日（土）

場 所：石見銀山世界遺産センター会議室（大田市大森町）

出席者：客員研究員、大田市教育委員会・島根県教育委員会職員

概 要

以下の4つの報告を行い、検討会を行いました。

1) 林 健亮「水中調査の中間報告」

2) 本多博之「毛利氏時代の温泉津」

3) 目次謙一「温泉津の復元報告」

4) 岩橋孝典「東アジアの鉱山比較報告」

1) ではもう3年程度の分布調査を実施し、その上で発掘調査することが望ましいこと、2) では1571年築城の鶴ノ丸城以前に、毛利氏奉行が温泉津小浜間にした可能性とともに、毛利元就直轄支配地温泉津の支配継承は元就直臣の把握で行われたこと、3) では候補1が毛利氏支配時期、候補2が幕府支配時期（17世紀初頭）であるとし、周辺環境や建造物の詳細検討が課題であると指摘されるとともに、4) では益田市都茂丸山鉱山を描く1842年の「美濃郡都茂村絵図」の紹介などがありました。

3) 第2回石見銀山遺跡拡大客員共同検討会の開催

実施日：平成24年2月23日

場 所：石見銀山世界遺産センター会議室（大田市大森町）

出席者：テーマ別調査研究客員研究員（井上雅仁、中西哲也、仲野義文、藤原雄高、山村亜希）・石造物調査員（今岡利江、田中義昭）・文献調査員（原田洋一郎）・発掘調査指導者（大橋泰夫）、県職員、大田市職員

概 要

テーマ別調査研究や、発掘調査などの各種基礎的調査研究の進捗状況や方向性についての情報を共有するとともに、各調査研究の進展を促すために、情報交換会を実施しました。

1. 調査研究の報告

1) 目次謙一「安来市立和鋼博物館所蔵「金銀山採掘精錬図」について」

- 2) 今岡利江「平成23年度の調査」
 - 3) 井澤英二・中西哲也「三石鍊の選鉱ズリ分析結果報告」
 - 4) 山村亜希「中世石見の港湾－地理からみた港の立地－」
2. 調査研究状況の報告と今後の計画
 - 1) 野島智実「平成23年度発掘調査の概要」
 - 2) 県世界遺産室「10社寺調査に伴う石造物調査」
 - 3) 目次謙一「テーマ研究「最盛期石見銀山の復元」活動報告」
 - 4) 岩橋孝典「テーマ研究「東アジアの鉱山比較研究」益田市都茂丸山鉱山との比較調査」
 3. 意見交換

4) 東アジアの鉱山比較研究に伴う調査

1. 都茂・丸山鉱山の調査研究

実施日：平成23年9月13日

場 所：益田市教育委員会・中須東原遺跡現地・福王寺（益田市）

参加者：島根県教育委員会職員

概 要

益田市に所在する都茂・丸山鉱山跡の調査研究について地元益田市教育委員会と協議を行いました。またテーマ別調査研究「最盛期石見銀山の復元」の参考にするため、また、石見銀山関連講座の事前調査として、益田市の港湾遺跡である中須東原遺跡の発掘調査現場を視察しました。

2. 都茂丸山鉱山の調査

実施日：平成23年10月19日

場 所：益田市立歴史民俗資料館（益田市）

参加者：益田市教育委員会職員、島根県教育委員会職員

概 要

丸山鉱山の年寄・澄川家に伝来した、天保13年（1842）の「美濃郡都茂村絵図」の調査を行いました。

5) 最盛期石見銀山の復元に伴う調査

1. 勝持寺旧境内発掘調査の視察

実施日：平成23年4月30日（土）

場 所：勝持寺旧境内発掘調査現地（京都市西京区大野原春日町）

参加者：島根県教育委員会職員

概 要

京都第2環状線建設に伴って発掘調査されている勝持寺旧境内の発掘調査で、15世紀後半の石垣が検出されています。高さ3m近い本格的な石垣の初源的なものと考えられることから現地を見学しました。

2. 佐渡金銀山遺跡の視察

実施日：平成23年6月1日（水）～3日（金）

視察者：島根県教育委員会職員

概 要

初日、新潟県教育庁世界遺産登録推進室を訪問し協議。2日目と3日目、佐渡金銀山遺跡の現地視察を行いました。新潟県としては、島根県と協力関係を深めていき、協力して一般向け

の講演会等を開催したいとのことでした。鳥根県としても共同検討会を行っていきたいと考えています。

3. 平安京・京都研究集会「信長と京都」参加と情報収集

実施日：平成23年7月31日（日）

場 所：機関紙会館5階大会議室（京都市上京区新町通丸太町上ル東側）

参加者：鳥根県教育委員会職員

概 要

「信長と京都－河内将芳著『信長が見た戦国京都』をめぐって－」をテーマに、本多博之氏・仁木宏氏・浜中邦宏氏3名の報告があり、終わって河内将芳氏らを加えて討論会が行われました。これらの内容は、銀山や温泉津の町の景観復元に関して有益な情報でした。

4. 2011年度中世都市研究会「都市的な場」への参加

実施日：平成23年9月3日（土）・4日（日）

場 所：鶴見大学5号館（神奈川県横浜市）

参加者：鳥根県教育委員会職員

概 要

「都市的な場」をめぐって、仁木宏氏らによる9本の発表があり、終わって討論会が行われました。「都市的な場」の要素は、鉾山町では口留番所・上市場、港湾温泉津では連歌会が催された恵光寺などのほか、容易に数多く見い出せます。最盛期鉾山の復元結果を有効に解説できるよう、この概念を使いこなせるよとよいと思いました。その意味でテーマ別調査研究事業に関して有益な情報が得られました。

5. シンポジウム「港湾と中世都市－堺・益田・高松・大阪－」への参加

実施日：平成23年12月23日（金）

場 所：大阪歴史博物館4階講堂（大阪府中央区大手町4-1-32）

参加者：鳥根県教育委員会職員

概 要

「大阪上町台地から都市を考える4」を冠とし「港湾と中世都市」がテーマとされたシンポジウムで、4本の報告とパネルディスカッションが行われました。「最盛期石見銀山の復元研究」にかかり検討中である温泉津に関連して、基礎的な研究文献や発掘調査成果の情報を得ることができました。

IV. 遺跡の保全・管理業務の概要

1. 資産の経過観察（モニタリング）

概要

世界遺産の構成資産について、定期的かつ体系的な経過観察（モニタリング）を実施しています。

「世界遺産条約の履行のための作業指針」に基づき、情報収集及び記録作成を毎年行い、蓄積した成果について6年毎に保存状況の評価としてまとめ、ユネスコ世界遺産センターを通じて世界遺産委員会へ提出することになっています。平成22年度以降は様式が変更され、鳥根県及び大田市はセッションII（特定の世界遺産物件の保全状態）を報告することになっています。

○定期報告『保全状態の測定にかかる指標』（抄）

調査区分	項	対象	目	具体的記載内容
管理体制	a) 保存管理の組織体制	資産	省略	推薦書記載事項に変更なし
	b) 防火管理体制	登録資産	省略	同上
	c) モニタリング体制	資産バッファ	省略	同上
資産の管理状況	a) 保存状況	資産	環境問題における影響	銀山欄内における動植物調査を鳥根県立三瓶自然館に委託して実施。特に公開施設である大久保間歩内のコウモリの生態調査を継続して実施している。
			自然災害における影響	H19.12.25以後に断続的に発生した要害山山麓での落石に対しても、その対策工事を継続して実施中である。
			観光による影響	5月連休、8月中旬など世界遺産センター入口付近で県道が一時渋滞したが、その他大きな問題は発生していない。
			その他（経年劣化毀損等）	石造物の経年劣化状況の確認を行なう
	b) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	資産	保護法第80条許可事例 重伝建地区保存条例第6条許可事項	【大森銀山地区】23件 【温泉津地区】6件 【史跡】仙ノ山石銀地区見学道整備事業など3件
	c) 修理・整備記録	資産	民間（補助）事業	【史跡】 【重伝建・大森銀山地区】修理2件、修景3件 【重伝建・温泉津地区】修理3件、修景2件
	d) 防災施設の整備・修理等	資産		該当なし
e) 防災施設点検結果	資産		【史跡】代官所跡・表門門長屋火災報知器→異常なし 【重伝建・大森銀山地区】 防災施設【貯水槽・消火栓等】→異常なし	
f) 環境保全	資産 必要施設	維持管理・整備内容 同上	銀山欄内の清水谷地区を中心にパトロールを実施	
緩衝地帯の保存管理状況	a) 保存状況	バッファ	環境問題における影響	生物環境調査の実施状況（サヒメル委託）
			自然災害における影響	落石・水害などの事例（日時・場所・規模・対応）
観光による影響			交通関係・ゴミ問題等	
その他（人的影響等）			具体例記載	
b) 現状変更等	バッファ	公共事業 民間事業	協議→行為実施（H23.4.1～H24.3.31）8件 許可申請→行為実施（H23.4.1～H24.3.31）4件	
保存技術の保存と継承	a) 現地開催の研修	資産		該当なし
	b) 文化財保護法による選定保存技術の選定	資産		該当なし
観光	a) 訪問者数	市内	入り込み客数	合計1,512千人（石見銀山504,800人）
			外国人客数	1,609人（宿泊客数）
	b) 観光関連産業	市内	宿泊施設数	【大田】7 【温泉津】17 【三瓶】6 【石見銀山】1 【波根】5 【仁摩】8
			宿泊客数	【大田】26,060人 【温泉津】27,299人 【三瓶】36,192人 【石見銀山】人 【波根】4,092人 【仁摩】人 【合計】93,643人
			小売業 飲食業	店数、販売額 省略 事業所数
c) 観光関連施設	バッファ内	利用者数・料金・時間	省略	
	バッファ外	利用者数・料金・時間	〃	
d) 観光情報の提供	市内	案内所・観光地図	〃	

2. 遺跡パトロール

遺跡の維持保全のために、平成21年度より専任の遺跡管理担当1名（大田市職員）を配置し、石見銀山での遺跡パトロールに取り組んでいます。

遺跡管理人の業務としては定期的巡視のほか、遺産内における小範囲の除草、小修繕、簡易サイン敷設等の維持保全活動も行なっています。

■第12回クリーン銀山

平成23年7月3日（日）、世界遺産センター主催として、世界遺産登録記念にあわせて第12回の「クリーン銀山」を実施しました。1時間ほどの作業でしたが、2トンドンプがいっぱいになるほどの刈り草が出るなど、来訪者の方が遊歩道を気持ちよく歩くことができる除草活動になりました。夏を迎えるこの時期に来訪者が快適な散策を行えるよう、様々な形で官民協働の清掃活動に継続的に取り組んでいきます。

日 時：平成23年7月3日（日）8:30～9:30

場 所：銀山公園～吉岡出雲墓所間の遊歩道など

参加者：30人



■石見銀山遺跡ボランティア活動実績

石見銀山遺跡地内では、多くの団体が清掃等のボランティア活動に取り組んでいます。世界遺産センターが活動について協力を行った団体は下記の通りです。

日付	企業名	場所
5月28日	水道協会等	清水谷製錬所跡、山吹城登山口草刈り
6月6日	須山商事	銀山川(公園～清水寺方面)竹刈等
6月12日	銀和会	新切間歩～龍源寺間歩草刈り
6月16日	年金友の会	龍源寺間歩周辺草刈り
6月25日	中央信金	銀山公園草刈り
7月16日	東幸建設	清水谷製錬所跡
7月16日	山陰合同銀行	合銀希望の森
7月27日	ガイドの会有志	蔵本坑周辺草刈り
9月4日	危険物保安協会	龍源寺間歩方面遊歩道草刈り
9月25日	ガイドの会有志	高橋家、蔵本坑周辺草刈り
10月8日	イワミ村田製作所	水辺公園清掃活動
10月29日	山陰合同銀行	合銀希望の森植栽
11月11日	中電工大田営業所	新切間歩～福神山間歩間草刈り
3月22日	ガイドの会有志	於紅ヶ谷周辺竹処理



V. 教育・普及業務の概要

1. 公開講座の開催

世界遺産センターでは、たくさんの方に世界遺産・石見銀山をより広く、深く知っていただくことを目的として、公開講座を行っています。県内外から研究者や専門家を招き、世界遺産や石見銀山に関する研究成果などをお話いただいています。

今年度は2回の公開講座を開催しました。

1) 第11回「明代中国における銀流通」(平成23年度第1回)

日 時：平成23年5月29日(土) 13:30～15:00

場 所：オリエンテーション室

参加人数：40名

講 師：佐々木 愛氏(鳥根大学法文学部准教授)

演 題：「明代中国における銀流通～「石見銀山最盛期」の日本銀はどう巡ったか～」

概 要

16世紀、大航海時代に世界を巡ったと言われる日本銀。日本銀が海外で必要とされた背景には、戦争が続く中国大陆の存在がありました。戦禍のなかにある中国は、戦費をまかなうためにたくさんの銀を求め、日本は自国で生産のできない生糸を必要としていました。中国を中心とする東アジアの物の流れ・世界交易の中から、日本銀がアジアや世界へどのように広まっていたのかを解説していただきました。



2) 第12回「世界遺産の生まれた理由」(平成23年度第2回)

日 時：平成23年9月4日(日) 10:30～12:00

場 所：オリエンテーション室

参加人数：35名

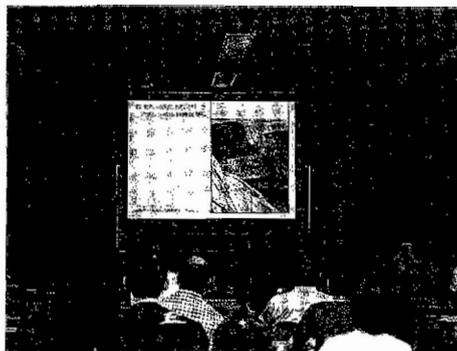
講 師：関広 尚世氏(京都府埋蔵文化財センター)

演 題：「世界遺産の生まれた理由～エジプト文明の源流から世界遺産を知る～」

概 要

世界遺産条約は、ダム建設によって水没するエジプト文明の遺跡を移築するため、世界各国が協力したことから誕生しました。エジプト側に移築された遺跡は世界遺産となって世界中から観光客を迎え、隣国スーダンに移築された遺跡は世界遺産に登録されず、地域住民が訪れています。世界遺産条約のきっかけとなった遺跡の現状から、世界遺産をとりまく問題や地域の役割についてお話いただきました。

また、講座と連動して、情報コーナーで写真展「スーダン」を行いました。講師が現地で撮影した写真を通して、世界遺産のきっかけとなった遺跡群の現状と課題を紹介しました。



2. 体験学習イベントの開催

■タケノコ採り大作戦・仙ノ山編『タケノコを採って遺跡を守ろう』

実施日：平成23年6月5日（日）9:30～13:00

参加者：14名

概要

石見銀山で銀の採れた山、仙ノ山では現在沢山の竹が生い茂っています。

竹は生長が速く、山中にある遺跡を覆い隠してしまうため、竹林管理の一環として実施したイベントです。竹に生長してからでは伐採するのにとても手間がかかってしまう為、タケノコのうちに収穫することで遺跡を守ることができます。

4月末に予定していた孟宗竹の収穫は中止になりましたが、6月は収穫時期や天候にも恵まれて、沢山のタケノコ（ハチク）が採れ、大いに盛り上がりました。

■子ども向け体験イベント

石見銀山に興味を持ち、好きになるきっかけを作ることを目的として、小学生を対象とした体験学習イベントを実施しました。イベントは夏休みに2回、春休みに1回が行われました。世界遺産センターの中でなく、大森の町並みを散策したり、石見銀山資料館など町中にある学習施設も訪れました。

1) 作ってエコ!? むかし絵はがきデザイナー

日時：平成23年7月30日（土）13:00～15:00

場所：世界遺産センター 体験学習棟

参加費：200円

参加人数：4名

概要

石見銀山の歴史を伝える文書は、和紙でできています。和紙の作り方を参考にしながら、牛乳パックを材料にして紙漉きをし、オリジナルの絵はがきを作りました。紙ができるまでの行程を体験した後は、世界遺産センターで保管している本物の古文書にも触ってみました。



2) カードを集めて“伝説”を記録せよ！

日時：平成23年8月21日（日）10:30～15:00

場所：町並み交流センター、旧河島家、熊谷家住宅、石見銀山資料館

参加費：400円

参加人数：4名

概要

謎解きをしながら、大森町の4館に隠されたカードを探していきます。カードには建物や石見銀山の歴史が書かれています。集めたカードの中から好きなものを選び、ストーリーを考えながら一枚の紙に貼って、オリジナルの巻物を作ります。



した。巻物作りの後は、石見銀山資料館の学芸員さんに、巻物の保存の仕方や扱うときのルールを教えてもらいました。

3) 大森モンスターハント

日 時：平成24年3月26日（月）13:00～15:30

場 所：町並み交流センター、大森の町並み

参加費：200円

参加人数：18名

概 要

大森町には、社寺の建物や家の軒先など、あちこちに動物や神獣の形をしたものがあります。3つのグループで町並みを散策し、町並みの中に隠れている“モンスター”を見つけて、写真を撮っていきました。写真は交流センターで印刷し、お気に入りのモンスターを選び出して『モンスター図鑑』を作りました。



■「こもんじょ」を読んでみよう

この事業では、古文書を読み解きながら石見銀山について学ぶことをめざしました。今年度は初級と中級にコースを分けて、毎月開催しました。

○実施状況

日 時：毎月第2木曜日、全12回

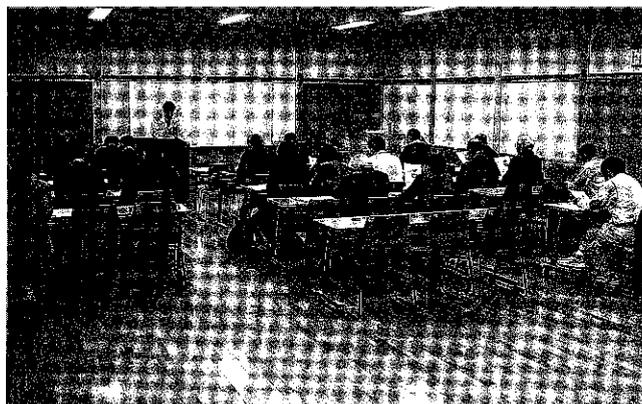
参加人数：初級コース52名（講師：目次 謙一）

中級コース9名（講師：小杉紗友美）

概 要

初級コースは講義形式で実施し、近世石見銀山の概説書「銀山旧記」を読み進めながら、古文書の面白さやくずし字解読のコツなどもとりあげました。

中級コースでは、銀山に関する近世文書から様々な題材をとりあげ、演習形式で実践的に読み下すとともに、その文書の歴史的背景や経緯も解説しました。



■野外講座“世界遺産”を歩く速さで考える～登録記念日特別編！～

日 時：平成23年7月2日（土）8:00～12:00

参 加：30名

概 要

登録記念日の行事として、仙ノ山地内（石銀地区）のルートと解説を通じて、石見銀山遺跡に親しんでもらうことを目的に開催したものです。史跡整備の説明だけでなく、ルート上から見える山吹城に関する銀山争奪戦の模様、石銀地区で発見された埋蔵文化財の話、仙ノ

山という鉱山の地質的な成り立ちなど、様々な知見からのミニ講座を交えた散策活動でした。当日はあいにく霧と小雨がある悪天候でしたが、参加した方からは、日頃来ることがないが、良い機会になったという声も多く、好評でした。

3. 教育普及活動への対応

■学校教育活動の受入

石見銀山遺跡には、市内の小中学校をはじめとして、多数の学校が来訪し、現地学習を行っています。センターでは、こうした学校教育活動に関して、様々な支援を行っています。

●学習支援（無料）

- ・有料展示室観覧料免除
- ・児童向け映像等の放映
- ・展示室内の解説、調べ学習の補助
- ・学習計画、行程作成に関する補助

●体験学習（学校側実費負担）

- ・砕鉱作業（こなし体験） 無料
- ・選鉱作業（ゆり盆体験） 250円/人
- ・灰吹実演（銀鉛合金による灰吹実演） 500円/回
- ・低融点合金作成（丁銀作り体験） 1000円/人

石見銀山学習の実施

平成23年度より、市内小中学校の小中学生を対象に、銀山学習に関して石見銀山基金の助成を実施しています。これにより、市内のほぼ全ての小中学校で銀山学習を実施することとなりました。

平成22年度の市内小中学校の来訪数6校に比べ、多くの小中学生が石見銀山遺跡の価値に触れることができるようになりました。

学習の申請等の手続きや学習の様子については、センターHPで紹介しています。



市内各校銀山学習実施の状況（世界遺産センター対応分）

H23年度対応実績：市内小学校：15校288人（6年生が主）、市内中学校：4校166人（1年生が主）
 ※ほか県内2校58人を体験学習（基金対象外）で受け入れ

■センター対応校一覧（小学校）

学校名	来訪日	学年	人数	学習内容			他見学場所
				展示	体験	間歩	
大田	11/30	6	83	○		○	資料館、本谷、石銀
長久	12/14	6	19	○	砂銀	○	龍源寺間歩、山吹城
五十猛	10/26, 11/25	6	11	○	灰銀	○	本谷
静岡	10/31	6	13	○	砂灰		龍源寺間歩
鳥井	11/22	6	9	○	砂灰	○	本谷
久手	11/18	6	34	○	砂		熊谷家、町並み
朝波	9/9	6	13	○		○	資料館、勝源寺、本谷
富山	10/27	5・6	11	○		○	本谷
北三瓶	7/8	5・6	13	○	銀	○	※三瓶周辺三校合同、本谷
志学	7/8	5・6	9	○	銀	○	※三瓶周辺三校合同、本谷
池田	7/8	5・6	9	○	銀	○	※三瓶周辺三校合同、本谷
川合	11/1	6	11	○		○	城上神社、勝源寺、本谷
久屋	7/7, 10/28	6	8	○	銀	○	本谷、石銀
大森							町並み探索等、劇作
温泉津	11/16	6	18	○	銀	○	資料館、本谷
仁摩	7/12, 12/12	6	27	○	砂	○	龍源寺間歩
合計	16回 15校		288	15/15	11/15	9/15	

■センター対応校一覧（中学校）

学校名	来訪日	学年	人数	学習内容			他見学場所
				展示	体験	間歩	
一中	9/28	3	129	○		○	本谷、石銀、山吹城、町並み
二中	11/22	1	97	○		○	銀山、大森散策
三中	9/28	1	11	○		○	町並み、本谷
北三瓶	4/22	1・2	14			○	街道見学、龍源寺間歩
池田	5/25	1	17	○	灰	○	本谷、石銀
温泉津	6/22	全	54				温泉津地内見学
仁摩	7/6, 9/26	1	41	○	砂灰	○	本谷、町並み
合計	5回 5校		166	4/4	1/4	3/4	

高山小、大代小、志学中は基金未申請。

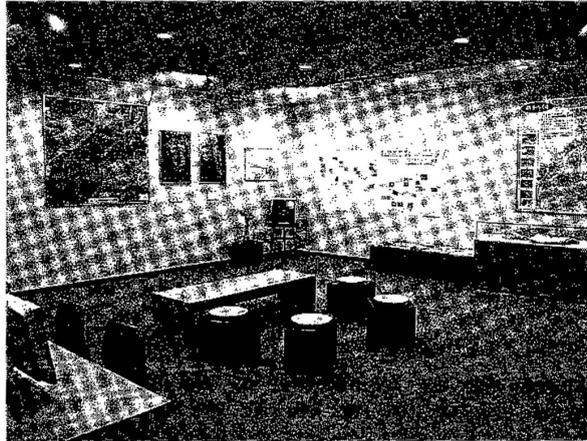
砂：比重選鉱、灰：灰吹実演、銀：丁銀作り、間歩：大久保

4. 情報コーナー展示の実施

「私のおすすめはココ! イチオシ石見銀山!!」マップ

来訪者に「石見銀山遺跡とその文化的景観」をわかりやすく紹介するため、石見銀山遺跡をスタッフが実際に歩いて散策し、わたしがおすすめするところを写真とおすすめコメントを添えて、「私のおすすめはココ! イチオシ石見銀山!!」マップを作製しました。

石見銀山散策の手がかり、足がかりとして参考にしてもらいたい思いから、石見銀山の魅力を発信しました。



Ⅵ. 石見銀山遺跡関連事業の概要

1. 史跡整備事業

平成23年度は、文化庁国庫補助事業として「史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業（旧 史跡等総合整備活用推進事業）」を実施しました。

石銀地区では、これまでの見学道整備により本谷地区～石銀地区および石銀地区～佐毘売山神社・龍源寺間歩の各区間における整備が完了しているものの、その中間地点となる石銀地区については見学道が整備されていなかったため、土舗装による見学道整備やそれに付随する転落防止柵などの設置を行いました。

また、石銀地区の見学道整備にあわせて、見学者の休憩や悪天時の退避所として活用するための休憩棟を整備しました。これにより、昨年度同地区において整備したバイオトイレとともに、一体的な利用が可能となり、見学者の利便性が大きく向上しました。

鞆ヶ浦地区では、所有者から寄附を受けた集落内の古民家について、昨年度に修理方針を検討するための解体調査を実施しましたが、今年度はその結果を受けて鞆ヶ浦及び港湾集落や銀山街道についての紹介や案内を行うガイダンス施設として整備しました。保存修理をした古民家の最盛期は明治～大正期と考えられたため、修理工事実施にあたっては同時期の状態を復元することとして、主屋の台所には竈（カマド）、主屋とは別棟で五右衛門風呂をそれぞれ使用可能な状態で復元しました。

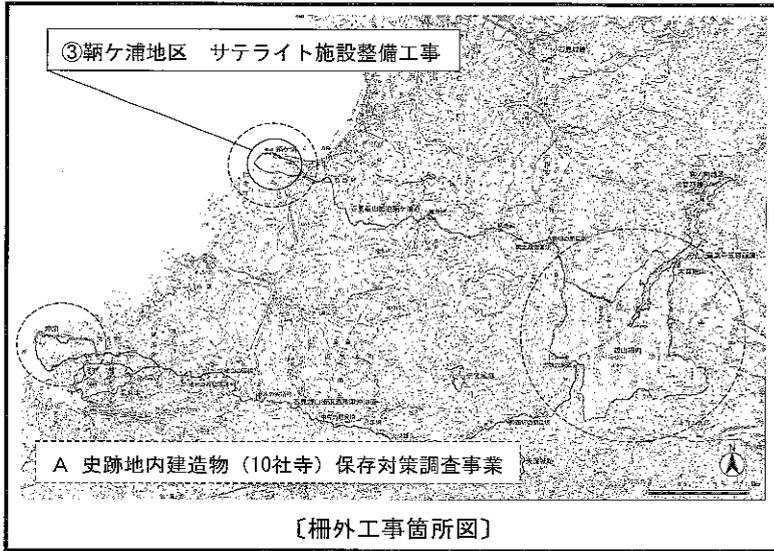
史跡地内の社寺建造物について、保存管理のための計画的な修理方針を検討する基礎資料を得ることを目的として、それぞれの建造物の歴史的価値について棟札や古文書の調査を実施し、その保存状態の記録を取り、現状図面等の作成を行いました。また、境内地等についても建造物本体の修理にあわせた地盤整備等が想定されるため、平面測量を行い敷地平面図も作成しました。

これらの整備事業は、「石見銀山遺跡整備検討委員会」の指導に基づいて実施しており、平成23年度は2回の委員会を開催しました。

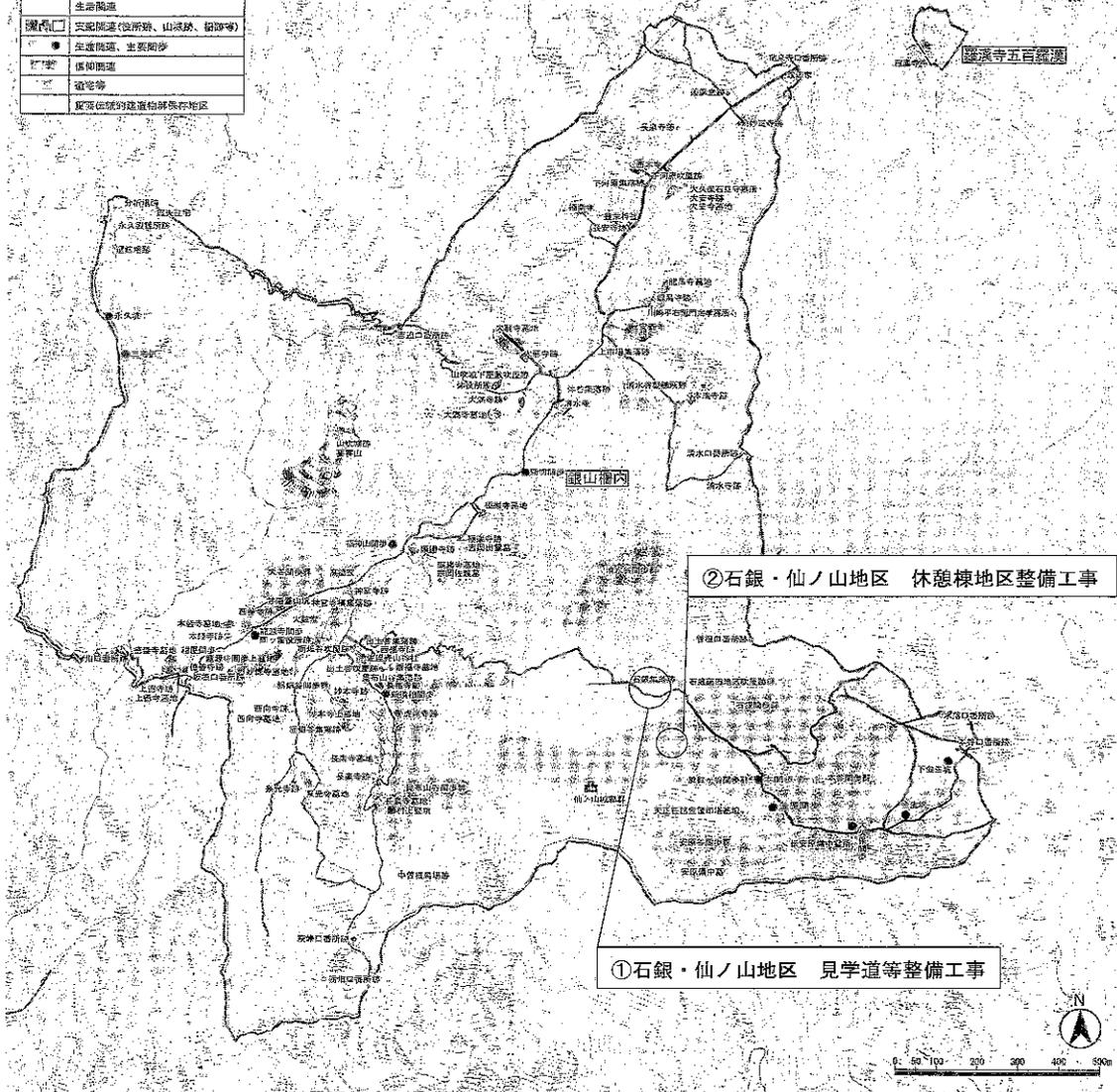
石見銀山遺跡整備検討委員会 委員名簿

	氏名	住所	区分	任期	備考
1	田中 哲雄	京都府	学識経験者	H22. 10. 1～H24. 9. 30	委員長
2	大橋 泰夫	松江市	学識経験者	同上	副委員長
3	村上 隆	奈良市	学識経験者	同上	
4	村田 信夫	滋賀県	学識経験者	同上	
5	横田修一郎	松江市	学識経験者	同上	
6	小林 准士	松江市	学識経験者	同上	
7	井上 雅仁	大田町	学識経験者	同上	
8	勝部 昌正	長久町	地元代表者	同上	
9	河原美紀子	温泉津町	地元代表者	同上	
10	中村 仁美	大森町	地元代表者	同上	

柵内・外工事箇所図



記号	内容
—	史跡指定地
—	生活開道
■	史跡跡遺(後所別、山城跡、掘跡等)
●	生達開道、主要開道
○	区間開道
○	宿院等
○	歴史伝統的建造物群保存地区



[柵内工事箇所図]

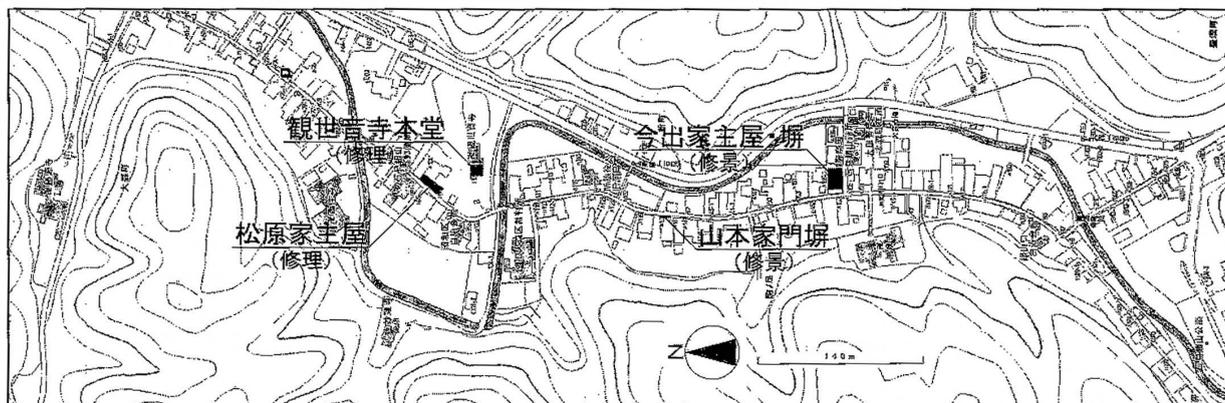
平成23年度事業一覧表

○史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業

区分	番号	工事名・委託名	概要
工事	①	石銀・仙ノ山地区見学道等整備工事	見学道の新設（真砂土舗装）、丸太階段・木柵（土留め）及び池、井戸への転落防止柵の設置などを実施
	②	石銀・仙ノ山地区休憩棟整備工事	木造綱板葺平屋建の休憩棟1棟を新築
	③	鞆ヶ浦地区サテライト施設整備工事	港湾集落内の古民家をガイダンス施設として活用するため、主屋（木造瓦葺平屋建）及び納屋（木造瓦葺一部二階建）の保存修理を実施
委託	A	史跡地内建造物(10社寺)保存対策調査事業	保存管理のための計画的な修理方針を検討する資料を得るため、それぞれの建造物について破損状況、棟札等の調査や平面図等の実測及び地盤整備のための敷地平面測量を実施
	B	石銀・仙ノ山地区見学道等整備工事施工監理業務委託	①の整備工事に伴う施工監理

2. 重要伝統的建造物群保存地区保存事業

■大森銀山地区



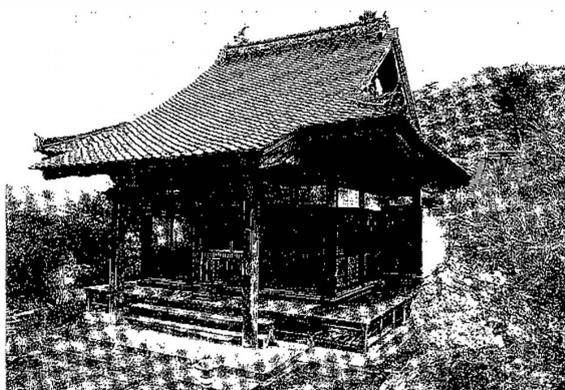
1) 観世音寺本堂SyW19 (社寺建築物No.12) /修理/桁行四間梁行四間半、向拝一間、入母屋造棧瓦葺 (床面積88.61㎡：回廊部分含む)

観世音寺は、大森町昭和区の市道大森市街線の東側岩山上に境内を構える真言宗寺院で、高台に位置する境内から町並み全体を鳥瞰できる景観的特性をもつ。観世音寺は本堂のほか、庫裏（戦後建設）、山門（万延元年/1860）、鐘楼（ともにH17年度保存修理）、金比羅社から構成され、もとは銀山領大森代官所の祈願寺であることなど多くの歴史的興味を有する寺院である。

本堂は、桁行四間(8.45m)梁行四間半(9.33m)、向拝一間、入母屋造棧瓦葺で、建築年は板図より安政7年(万延元年/1860)と考えられ、長年の風食によって屋根瓦や外壁面が腐朽するとともに、内陣床面の不陸がみられるなどの傷みを生じており、形式や構造を維持することが困難になっていた。

主な修理内容は、屋根工事と建具工事、構造補強工事であり、屋根工事では雨漏りによって傷んだ小屋組の修繕と補強、腐朽した屋根瓦の葺替え、妻面装飾の復原と外壁の白漆喰仕上げ、板金工事を行った。建具工事では寺に残されていた昭和前期頃の古写真を参考にアルミサッシの建具を木製建具（明障子と舞良戸）へと復原した。その他、内陣部床面の不陸調整を行って構造補強を施した。

観世音寺本堂は隠岐から移築された伝承があることや、構造や仕口等に前身建物を窺わせる状況もみられるなど、興味深い来歴を有する建築物であり、今回の修理工事でさらに歴史的価値を高めることができた。



▲修理前

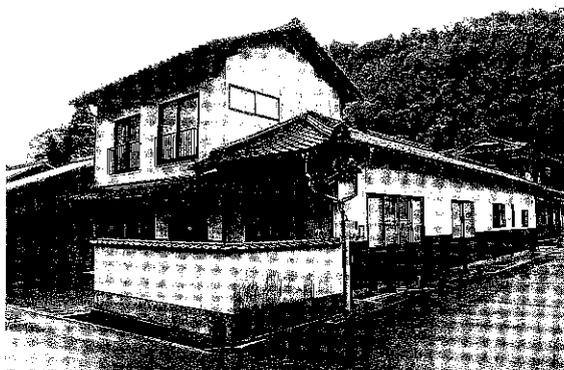


▲修理後

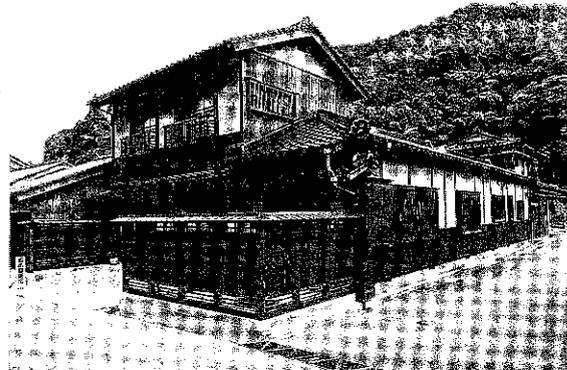
2) 今出家主屋・塀KoE6 (非特定建築物) / 修景 / 主屋：木造二階建、真壁造平入、切妻造棧瓦葺 (延床面積138.31㎡)、板塀：14.7m(総長)

今出家は大森町駒ノ足にあり、市道大森市街線の東側、代官所地役人遺宅三宅家 (県指定史跡) の斜向いに位置する。主屋は、元々表通りに面した木造平屋建、切妻造平入の長屋風の町家であったが、塀とあわせて昭和55年(1980)に在来工法によって新築され、木造二階建、大壁造平入、切妻造棧瓦葺となっている。工事後は住宅兼店舗として使用する計画で、保存事業の進んだ駒ノ足において、周囲の伝統的建造物や歴史的景観との調和を図る要望から既存建物を生かした修景工事を実施した。主屋は、外壁の既存モルタル壁を撤去した後、真壁造の土中塗り仕上げとし、腰壁を縦板張り、建具を木製とするなど外観意匠のみを大森銀山地区における伝統的要素へ修景する現状変更を行い、主屋の前面と側面の通りに沿って建つブロック塀 (15.31m) についても板塀による更新を行って修景を施し、周囲の伝統的景観との調和を図った。

このように、既存建物の外観意匠を更新する修景行為は、保存地区を構成する伝統的建造物が連担することで形成される歴史的景観の一体感と連続性を担保する上でたいへん重要である。



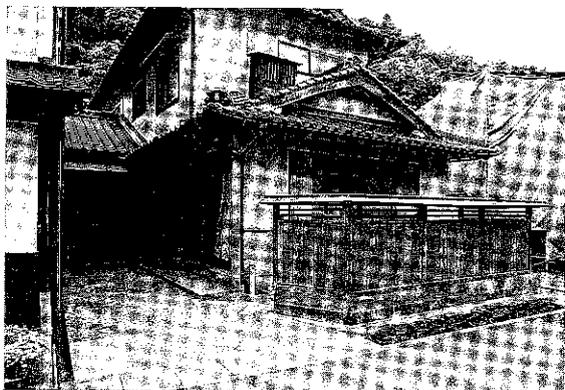
▲修景前



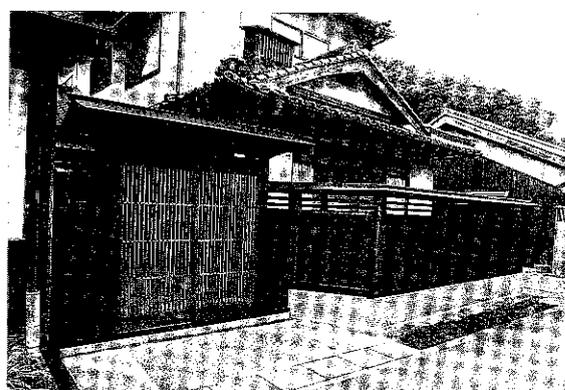
▲修景後

3) 山本家門・塀SiW15 (非特定建築物) / 修景 / 門:1.8m(幅)、板塀:8.77m(総長)

山本家は大森町新町にあり、市道大森市街線の西側、同心遺宅柳原家 (県指定史跡) の南側上手二軒隣に建つ。主屋は昭和50年代に新築された在来工法による専用住宅で、新築前は柳原家の上手隣から続く木造平屋建、切妻造平入の長屋風の町家であった。また、主屋前面の表通りに沿って建つ木塀は、土台や控え柱などに腐朽がみられ構造的に不安定な状況にあった。新町の保存修理事業が進むなか、町並みの壁面線を揃えることで伝統的景観へ配慮した表構えに整えたいという所有者の思いがあり、市単独事業として修景工事を実施した。工事は、門の新設と塀の修景であり、門は



▲修景前



▲修景後

格子戸引き違いの木製建具を建て込み、銅板葺きの屋根を載せた棟門とし、塀は既存の躯体を生かしながら構造的な補強を施した上、新設の門との取り合いを調整するなど景観整備を行った。

今回の修景工事は、周囲の伝統的建造物が連なる新町の町並み壁面線を整えるとともに、歴史的景観をつなぐ役割として効果が高い。

4) 松原家主屋/SyE14 (建築物No.40) /修理/木造二階建、大壁造平入、切妻造棧瓦葺(屋根長:10.4m)

松原家は大森町昭和区にあり、市道大森市街線の東側、観世音寺が位置する岩山の北側裾野に建つ。主屋は寛政12年(1800)の大火後の建設とされ、醸造業を営んでいた木造二階建、大壁造平入、切妻造棧瓦葺の町家であり、表通りに沿って外観を白漆喰で塗込めた梁間二間半の表屋が十間半続く特徴ある外観を有する。主屋は、平成元年に国庫補助事業によって半解体修理がなされているが、今回の工事は表屋の南側に延びる角屋の屋根が対象であり、棟瓦に沿った長さ約10.4m、幅約0.5mの範囲である。本修理は、平成元年の半解体修理から約20年を経過し、風雨によって屋根漆喰が剥がれるなどして雨漏りを生じたことによる緊急性を伴う修繕工事(修理)で、特定物件の維持を目的に市単独事業として実施した。

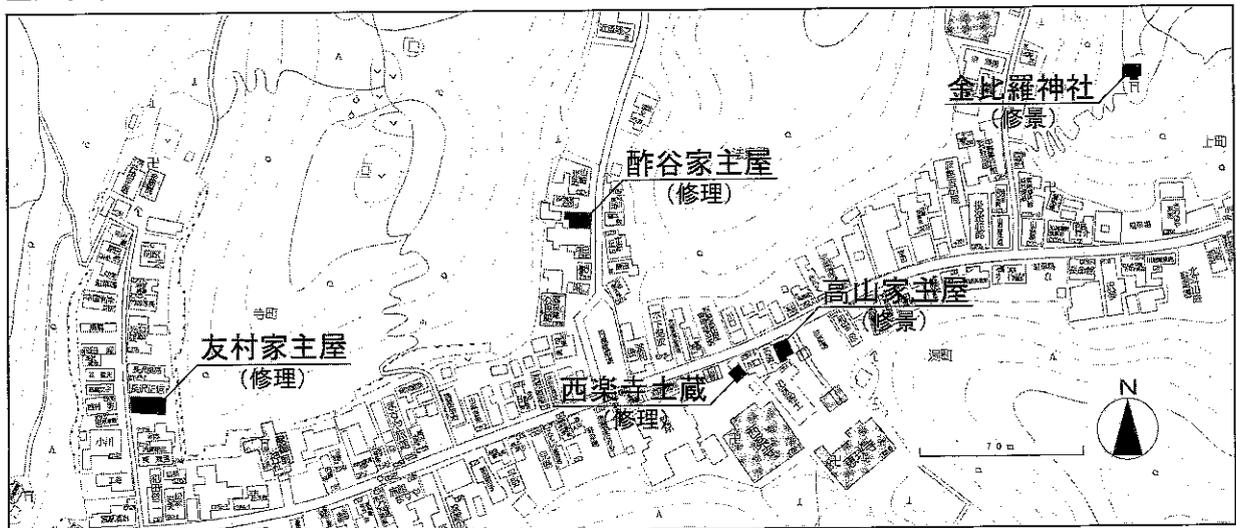


▲修理前



▲修理後

■温泉津地区



1) 酢谷家主屋／修理／法泉町 (HW-11) 木造二階建棧瓦葺 (延面積93.50㎡)

法泉町の市道法泉町線に東面する。主屋は木造本二階建、切り妻造、平入り、桁行2間半、梁間3間、正面に半間、背後に2間半の下屋が付く。地区内でも比較的華奢な町屋である。聞き取りによると、昭和初期にはフクサヤ（福久ヤか？）という呉服屋であったと言う。修理に際し昭和2年の板図が見つかるが、転用材も多いため、この時期に他の場所から移転し建て替えられた可能性がある。また、一階は数回にわたり間取りを変更した痕跡があり、二階はツシ二階から本二階に変更し座敷にしている。経年による劣化のため、南妻壁の崩落、小屋組材の損傷、瓦の葺き乱れ、床下材の腐朽、構造の歪みが見られた。今回の修理は現状修理を基本とし、屋根葺替、構造補強、不陸調整、防湿対策と建具の新調・修繕を行った。



▲修理前



▲修理後

2) 西楽寺土蔵／修理／法泉町 (YS-03-5) 木造平屋建土蔵造棧瓦葺 (延面積16.48㎡)

西楽寺は湯町の市道湯乃街線の南側に位置する浄土真宗の寺院である。土蔵は境内地の北東に位置し、寺院の教典を納める教堂として使われている。規模・構造は、木造平屋建て、桁行2間、梁間2間、寄棟造、棧瓦葺である。建築年代は、本堂の建立時期とされる須弥壇墨書の天保12年（1841）年頃と考えられる。屋根替えは昭和50年代に行われているが、近年に大幅な修理は行われていない。修理に際し、柱数本が根継ぎされていることが確認され、以前にも大幅な改修がされていたことが分かる。

経年による劣化が進み、柱数本と土台全てが腐朽し、垂木や隅木も蟻害により腐朽していた。また、

壁土も見た目以上に耐力が落ちていた。今回の修理は、現状修理を基本とした半解体修理とし、屋根葺替、腐朽材の補修、壁土の塗り直し、防湿対策を行い、外壁の腰壁には養生のため、海鼠壁を施した。なお、工事は壁土の乾燥を考慮し、平成22～23年の2カ年で実施した。



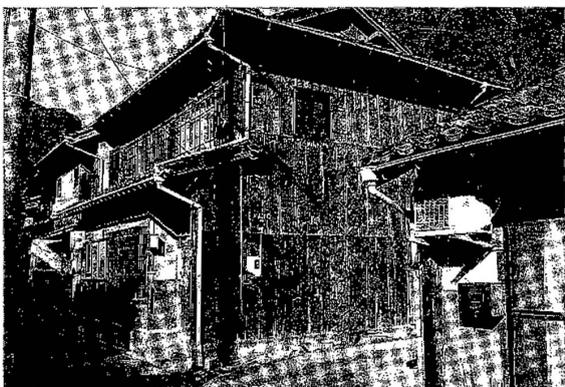
▲修理前



▲修理後

3) 友村家主屋／修理／寺町 (TE-04) 木造二階建棧瓦葺

友村家は寺町の市道寺道線に東面して建つ。主屋は木造本二階建、南側入母屋造、北側切妻造、平入り、桁行4間、梁間3間、背後に桁行4間、梁間1.67間の二階建の突出部が付く。いずれも棧瓦葺である。建築年代は棟札の墨書から大正9年3月である。道幅も狭く小規模な町屋が多い寺町地区の中において、当家は敷地を嵩上げて建ち、周辺の中でひととき存在感を示す。玄関を入れて正面の階段や、二階の二間の座敷は、旅館やお茶屋の雰囲気を持つ。大きな改造の痕跡はなく、当初の姿をよく残していた。今回の修理では、屋根葺替、外壁補修、不陸調整、防湿対策、建具の新調・調整を行った。



▲修理前



▲修理後

4) 高山家主屋／修景／湯町（非特定）木造二階建棧瓦葺（延面積113.54㎡）

湯町の市道湯乃街線に北面する。切妻造、棧瓦葺きの町屋である。主屋の建築年代は大正時代前期と推定される。1階の外観は近年の改造により正面の下屋根を瓦葺きから銅板へ、外壁を土壁から吹き付け塗装へ、建具を木製建具からアルミサッシへと変更している。二階は正面の建具をアルミサッシへと変更しているが、その他は大きな改変は見受けられない。経年の劣化により、二階の東妻壁の損傷が著しく、漆喰の剥落や、土壁の崩落によって木舞竹が露出している部分も見受けられる。今回は、これ以上の土壁の崩落を防止することを優先し、土壁の補修と養生のための杉板を貼った。



▲修理前



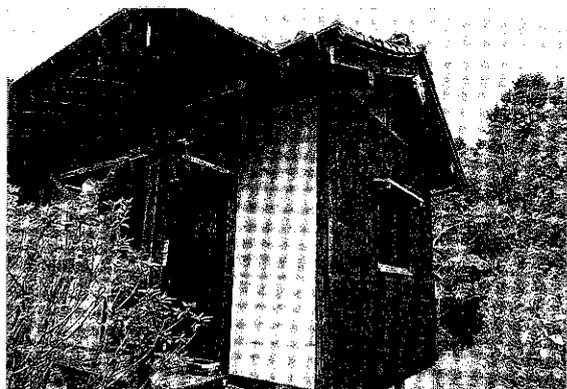
▲修理後

5) 金刀比羅神社／修景／上町（非特定）木造平屋建棧瓦葺（延面積20.18㎡）

金刀比羅神社は、市道湯乃街線の北側、元湯温泉の背後の丘陵（長命山）の先端に建つ。木造平屋建て、桁行二間半、梁間二間、切妻造、棧瓦葺きである。創建年代は不明である。慶応三年の瀬摩郡温泉津村の「寺社書上帳」には桁行二間二尺、梁行二間の拝殿であると記載され、また、明治初期の町並み図（「1999温泉津」報告書）において、現在地に当社の記載があることから、少なくとも幕末には存在していると考えられる。昭和44年頃、町内上町の山崎和義氏が中心となり、寄付金を募り、社殿の再建を行っている。社殿は丘陵地に建つため、風雨による外壁の劣化が進み、内部は小動物の侵入により、被害が出ている。今回は修景事業で、外壁を杉板で養生し、背後の下屋根を延長させ、建具の一部を木製建具に新調した。



▲修理前



▲修理後

3. 情報発信事業

■しまねふるさとフェア

日時：平成24年1月21・22日（土／日）

会場：広島グリーンアリーナ（広島市中区基町4-1）

鳥根県では、隣接する広島県の皆さんに鳥根県のことを知っていただくため、鳥根の文化や物産を紹介する「しまねふるさとフェア」を開催しています。世界遺産センターも屋内外にブースを出展し、石見銀山のPR活動を行いました。

○屋外ブース“銀さがし”

費用：500円／1回

参加人数：80名（10名×8回／1日4回）

石見銀山で銀を製錬するとき重要になったのが、銀粒を砂粒や他の鉱物と分別する「比重選鉱」という行程です。“銀さがし”は、砂金採りと同じように盆を使い、砂に混ざった銀粒を水の中で探し出す比重選鉱の体験です。見つけた銀粒は持ち帰っていただけます。

寒い季節にも関わらず、大人から子どもまでたくさんの方が体験してくださいました。すぐに定員に達してしまっただけ、参加できなかった人には、銀粒の持ち帰りのない、無料の比重選鉱体験をしていただきました。

○屋内ブース“なんちゃって丁銀づくり”“石見銀山プチ講座”

費用：無料

“なんちゃって丁銀づくり”では、丁銀形のプラ板に好きなイラストを描き、オープンでチャンネルをしてオリジナルキーホルダーを作ります。小学生以下のお子さんや親子連れの方を中心に2日間で延べ520名の方に参加していただきました。

“石見銀山プチ講座”は、世界遺産センターのガイドスタッフと専門研究員が、画像や特製のオススメマップを使いながら、石見銀山の見所や歩き方、遺跡の歴史などを解説しました。2日間で7回実施し、のべ170の方に聴講していただきました。

このほか屋内ブースでは、訪れた方にガイドスタッフが作成したオススメマップや交通案内を配布しながら、石見銀山への行き方や楽しみ方を紹介しました。



4. その他の事業

■石見銀山遺跡調査活用委員会

第7回石見銀山遺跡調査活用委員会は、平成23年5月31日（火）、12名の委員が出席して大田市大森町の石見銀山世界遺産センターで開催されました。最初に委員長互選が行われ、町田章委員に決定しました。議事に入り、まず(1)報告事項として、①平成23年度の調査研究計画、②整備活用の計画や現状、③モニタリング、④世界遺産登録5周年事業、⑤各検討部会の再編について報告がなされ、それに対する質疑応答が行われました。また、その後休憩を挟んで(2)意見交換が行われ、新任期3年間の主な課題である①港湾集落の整備活用、②今後の調査研究、③総合整備事業終了後の整備の方向性、④委員会の整理・再編について意見をうかがいました。なお前日には、沖泊、櫛島、鞆ヶ浦を現地視察しました。

第8回石見銀山遺跡調査活用委員会は、平成23年11月18日（金）に12名の委員が出席して大田市大森町の石見銀山世界遺産センターで開催されました。最初に町田章氏の死去に伴い委員長の互選が行われ、高安克己委員の就任が決定しました。議事に入り(1)報告事項として、①調査研究、②整備活用について質疑応答を行いました。その後休憩を挟んで(2)意見交換が行われ、各検討部会の検討内容について報告し意見をいただきました。なお委員会前日には、昆布山谷地区の発掘調査現場、佐毘売山神社および10社寺調査対象地である豊栄神社を現地視察しました。

○石見銀山遺跡調査活用委員会 委員名簿

氏名	職名	専門分野	備考
井上 雅 仁	島根県立三瓶自然館学芸課課長代理	自然環境	
大橋 泰 夫	島根大学法文学部教授	考古学	
勝部 昭	元島根県教育委員会教育次長	文化財行政	委員長職務代理者
黒田 乃 生	筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授	文化的景観	
小林 准 士	島根大学法文学部准教授	近世思想史	
高安 克 己	島根大学名誉教授	地質学	
田辺 征 夫	前奈良文化財研究所所長	考古学	
中塩 弘	DOWAホールディングス株式会社取締役	鉱業	
仲野 義 文	石見銀山資料館館長	近世史	
中村 俊 郎	中村ブレイス株式会社代表取締役社長	地元有識者	
西村 幸 夫	東京大学副学長	都市計画	
林 秀 司	島根県立大学教授	人文地理	
原田 洋一郎	東京都立産業技術高等専門学校准教授	鉱山史	
村上 隆	京都国立博物館学芸部保存修理指導室長	歴史材料科学	
和上 豊 子	石見銀山ガイドの会会長	地元有識者	

※任期:平成23年4月1日～平成26年3月31日。なお田辺氏は平成23年11月1日から。

■石見銀山協働会議と官民協働の取り組み

石見銀山協働会議は、石見銀山遺跡を官民協働で保全・活用していくための方策を検討することを目的として、平成17年6月26日に、公募による約200名の市民プランナーと大田市及び島根県の関係課職員により組織されました。

平成18年3月には、「保全」、「発信」、「受入」、「活用」の各分野について、石見銀山における今後の取り組みの方向性を示した「石見銀山行動計画」を策定し、官民それぞれが役割分担を行うなかで、計画に基づいた活動を展開してきました。

平成22年8月には特定非営利活動法人石見銀山協働会議（以下、「石見銀山協働会議」）が設立されており、行政との協働により「石見銀山行動計画」の検証を行うほか、石見銀山基金を活用した保全活用事業を推進する役割を担っています。

1) 石見銀山協働フォーラム2011の開催

石見銀山基金の活用を推進すること、また、石見銀山協働会議の今後の役割を考えることを目的として、石見銀山協働会議を組織した当初からご助言いただいている西村幸夫東京大学副学長を招き、石見銀山における保全活用等の取り組みについて振り返るとともに、石見銀山基金を活用した今後の展開についての検討を行うフォーラムを開催しました。

日 時：平成23年11月3日（木・祝）13:00～16:15

場 所：大田商工会館3階大ホール

参加者：約30名

2) 石見銀山基金

「石見銀山行動計画」において「保存管理基金」設立の方針が示されたことにより、平成19年7月20日に「石見銀山協働基金設立準備委員会」を設置し、検討を進めました。翌、平成20年2月28日に「石見銀山基金募金委員会」が設置され、基金への寄附の呼びかけを行い、寄附金の受付を開始しました。

平成24年3月31日現在で、寄附金の額は2億1千8百万円に達し、行政からの拠出金を合わせた基金の積立額はおよそ3億4千万円となりました。

○石見銀山基金積立額（H24.3.31現在）

（単位：円）

区分	H19	H20	H21	H22	H23	合計
民間 （寄附金）	3,002,750 【12件】	37,823,229 【466件】	32,865,720 【138件】	90,516,116 【92件】	54,361,810 【70件】	218,569,625 【778件】
行政	5,997,250	26,677,771	35,344,000	34,415,884	21,876,000	124,310,905
大田市	5,997,250	25,176,771	16,433,000	17,983,884	3,893,000	69,483,905
島根県		1,501,000	18,911,000	16,432,000	17,983,000	54,827,000
合計	9,000,000	64,501,000	68,209,720	124,932,000	76,237,810	342,880,530

3) 石見銀山基金を活用した市民活動等

民間と行政の協働による幅広い活動を継続的に実施することができる財源確保の仕組みを作ることで、石見銀山遺跡の適正な保全活用につなげ、貴重な遺産を未来へ確実に継承していくことを目標として積み立てられた石見銀山基金ですが、いよいよ平成23年度からは基金を活用した市民活動等がはじまりました。

石見銀山基金事業の実施にあたっては、石見銀山協働会議が設置する「石見銀山基金事業選定委員会」の公開審査によって対象事業の採択が行われ、補助金額が決定されます。平成23年度は2回の公開審査が開催され、13件（小・中学校の石見銀山関連学習についてはまとめて1件）の事業が採択を受け、実施されました。

○平成23年度に実施された石見銀山基金事業

区 分	実施団体名	事業概要	事業費(円)	補助金額(円)
石見銀山を守る活動	馬路地区 社会福祉協議会	・銀や銀鉱石の積出港である鞆ヶ浦と石見銀山街道鞆ヶ浦道を対象とした草刈りやゴミ拾い	111,490	100,000
	銀和会	・市道銀山線や遊歩道沿線の竹刈り・草刈り ・銀山川のゴミ拾い	71,058	71,000
	大森町自治会協議会	・県道仁摩邑南線沿線や、町並み・銀山川・宮ノ前地区周辺の草刈りやゴミ拾い ・大森町内の樹木の剪定	104,837	100,000
	しまね樹木医会	・桜の維持管理に関する研修会の開催 ・大森町内の桜の樹勢回復作業	110,040	100,000
	琴ヶ浜観光協会	・琴ヶ浜の一部エリア（バッファゾーン内）における海藻・流木・ロープなどの撤去作業	106,500	100,000
石見銀山を活かす活動	特定非営利活動法人 緑と水の連絡会議	・ボランティアツアーによる竹刈り ・ツアー参加者への石見銀山ガイドンス	944,500	629,000
	石見銀山ガイドの会	・石見銀山街道や遺跡見学道のウォーキングイベント（ガイドツアー）実施	927,550	554,000
	大田市観光協会	・石見銀山を安心・安全な観光地とすることを目的とした緊急時対応マニュアル作成 ・観光施設・観光名所マップ作製	1,494,120	996,000
石見銀山を究める活動	石見銀山の 非文字資料を知る会	・関東・山口・愛知における石州銀の類例調査とリスト作成	215,181	142,000
	石見銀山地質研究会	・仙ノ山が属する大江高山群の地質調査	173,669	115,000
石見銀山を伝える活動	大田市市内小・中学校	・大田市市内の小・中学校（21校）の石見銀山遺跡関連学習（遺跡見学、体験学習・学習発表等）	1,169,055	1,069,605
	特定非営利活動法人 しまね歴史文化ネット ワークもくもく	・石見銀山の歴史・生活・文化や遺跡調査等に関する講座とフィールドワーク等を組み合わせた3泊4日の講座を開催	1,780,814	326,000
	石見銀山とり・むし ・はなの研究会	・世界遺産石見銀山のエリアにおける動植物研究	33,075	22,000
計			7,241,889	4,324,605

■石見銀山遺跡保存管理委員会

平成24年2月9日（木）に、島根県民会館で第4回石見銀山遺跡保存管理委員会が開催されました。

この委員会は、石見銀山遺跡を適切に保存管理し、その価値を永く後世に伝えていくことを目的として、島根県と大田市が共同で設置したもので、世界遺産登録推薦書の中でも、その設置を謳っています。

委員会では、遺跡の保存管理に関連する諸事業の総合調整や遺跡の保存管理計画の進行管理等を行います。委員は、県の関係部局の次長6名及び市の関係部局の部長5名の11名で構成されています。

委員長である県の米山教育次長の進行により議事に移り、石見銀山遺跡の保存管理に係る県市の役割分担の再確認、平成23年6月にパリで開催された第35回ユネスコ世界遺産委員会の報告などを県の担当者が説明を行いました。

次に、石見銀山遺跡内における土砂災害対策（落石対策）、治山対策、温泉津・波路浦川砂防事業など具体的な事業の課題内容の説明がありました。また、平成24年度に世界遺産登録5周年を迎えることからその記念事業について、観光客誘致施策については観光振興分野から、記念式典及び市民向け講演会・シンポジウム事業については教育分野からそれぞれ説明がありました。

これらの報告を受けて、登録5周年を契機として広く広報活動、受け入れ体制の整備などに取り組む必要があるため、新たな観光素材の提供などについて多くの意見が交わされました。

また今後は、石見銀山遺跡の保護・活用を永続的に進めていくため、伝建地区及び港湾集落の空家対策、荒廃する竹林対策などの課題についても検討することとしています。

○石見銀山遺跡保存管理委員会 委員名簿

所 属	部 局	職	氏 名
島根県	地域振興部	次長	和田 謙一
	環境生活部	次長	玉串 和代
	農林水産部	次長（事務）	石黒 裕規
	商工労働部	次長	（欠席）高橋孝治
	土木部	次長（事務）	木佐 幸佳
	教育庁	教育次長（事務）	米山 隆
大田市	総務部	部長	富田 正治
	産業振興部	部長	小野 康司
	建設部	部長	和田 和夫
	上下水道部	部長	杉原 慎二
	教育委員会	教育部長	松村 浩

※第4回委員会開催時

■石見銀山景観保全審議会

平成23年5月16日（月）に、大田市役所で第2回石見銀山景観保全審議会が開催されました。

今回の審議会では、前回（平成22年3月17日開催）の審議会の継続審議として、「一般国道9号 静間仁摩道路」大國高架橋の橋桁の色彩について審議しました。前回の審議ではライトグレー系あるいはライトグリーン系の2色に絞られましたが、国土交通省松江国道事務所の作成したモニター写真を参考に審議した結果、ライトグレーとすることに決まりました。

○石見銀山景観保全審議会 委員名簿

氏名	職業・所属団体（役職）	区分	備考
泉 充規	仁摩ブロック公民館長	地元有識者	
今田 善行	温泉津ブロック公民館長	地元有識者	
大屋 誠	松江工業高等専門学校准教授	学識経験者	
黒田 乃生	筑波大学大学院准教授	学識経験者	
田中 裕子	オフィスタナカ代表	地元有識者	
田中要之祐	高山ブロック公民館長	地元有識者	
林 秀司	島根県立大学教授	学識経験者	副会長
福田 満幸	島根県広告美術協同組合理事	地元有識者	
藤岡 大拙	島根県立大学短期大学部名誉教授	学識経験者	会長
山本 豊	前 島根県県央県土整備事務所大田事業所所長	関係行政機関	
若槻 真治	島根県教育庁文化財課世界遺産室長	関係行政機関	
渡邊 元文	渡邊建築工房代表	地元有識者	

※第2回審議会開催時

■大久保間歩一般公開

平成23年度は、ツアー催行日数がのべ128日、ツアー参加者は7,592人となりました。平成20年度からスタートした一般公開も4年目となり、47都道府県からご参加いただいています。

参加人数は昨年に比べ5%増。昨年同様、参加人数1位が大阪、2位が東京となり、近畿・京浜方面からのお客様が目立ちます。集客率は74%と、昨年を4%上回りましたが、より効果的な集客を行うための集客方法・広告宣伝活動の面で課題が残ります。

公開日：4月～11月及び、3月の金・土・日・祝日（12月～2月末日までは休場）

午前と午後各2回のツアー（1日4回）

定員：各回20名（1日80名）

申込先：(株)石見観光 大田営業所内 大久保間歩予約センター

電話 0854-84-0750 FAX 0854-84-0751

HP <http://www.iwami.or.jp/ginzan/>

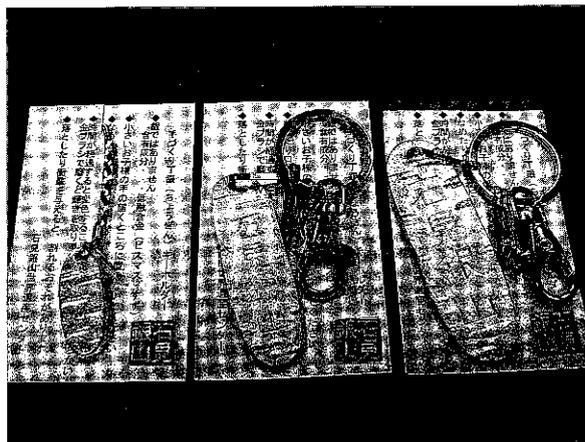
○都道府県別 大久保間歩入坑者数（平成22年度～23年度）

	平成22年度	平成23年度	対前年比			平成22年度	平成23年度	対前年比	
	人数	人数	増減数	増減率		人数	人数	増減数	増減率
北海道	75	92	17	23%	滋賀	122	116	-6	-5%
青森	7	8	1	14%	京都	249	241	-8	-3%
岩手	20	9	-11	-55%	大阪	748	801	53	7%
宮城	20	18	-2	-10%	兵庫	661	614	-47	-7%
秋田	4	5	1	25%	奈良	158	138	-20	-13%
山形	12	15	3	25%	和歌山	56	60	4	7%
福島	16	14	-2	-12%	鳥取	104	130	26	25%
茨城	52	88	36	69%	島根	337	318	-19	-6%
栃木	30	17	-13	-43%	岡山	304	283	-21	-7%
群馬	8	31	23	288%	広島	654	683	29	4%
埼玉	236	205	-31	-13%	山口	189	193	4	2%
千葉	221	308	87	39%	徳島	58	52	-6	-10%
東京	667	789	122	18%	香川	129	105	-24	-19%
神奈川	456	415	-41	-9%	愛媛	128	162	34	27%
山梨	16	24	8	50%	高知	48	51	3	6%
新潟	24	14	-10	-42%	福岡	298	299	1	0%
長野	56	50	-6	-11%	佐賀	24	29	5	21%
富山	42	44	2	5%	長崎	28	49	21	75%
石川	60	55	-5	-8%	熊本	40	42	2	5%
福井	65	49	-16	-25%	大分	35	21	-14	-40%
岐阜	83	88	5	6%	宮崎	15	25	10	67%
静岡	116	155	39	34%	鹿児島	32	17	-15	-47%
愛知	383	544	161	42%	沖縄	5	15	10	200%
三重	128	103	-25	-20%	海外	11	8	-3	-27%
						7,230	7,592	362	5%

Ⅶ. 新規事業

■自主事業

指定管理業務外の独自事業として物品販売を4月28日より開始しました。石見銀山にちなんだ商品をメインに、書籍・CD・DVD・石見銀山かるた・絵はがき・センターオリジナル手づくり丁銀キーホルダー3種を販売し、特にスタッフ作製のオリジナル丁銀キーホルダーは人気があり好評を得ています。



VIII. 職員及び運営スタッフ（平成23年度）

■石見銀山世界遺産センター

【大田市】

林 泰州（石見銀山課長）
中田 健一（遺跡調査係長） 青木 俊介（主事） 野島 智実（技師）

【島根県】

林 健亮（島根県教育庁文化財課世界遺産室専門研究員・大田市駐在）
岩橋 孝典（島根県教育庁文化財課世界遺産室専門研究員・大田市駐在）
目次 謙一（島根県教育庁文化財課世界遺産室主任研究員・大田市駐在）
小杉紗友美（島根県教育庁文化財課世界遺産室嘱託・大田市駐在）

【指定管理者】

石見交通株式会社

樋原 洋蔵（マネージャー）
高木 敏治（サブ・マネージャー）
湯川 登（臨時職員・大久保間歩管理員）
山藤かおり（臨時職員・事務） 竹中 咲実（臨時職員 事務）
向田 直美（臨時職員・案内窓口担当） 石橋富士子（同） 景山 浩子（同）
白枝 智子（パート・案内窓口担当） 森山のどか（同・H23年8月15日退職）
小原 智美（パート・案内窓口担当） 曾我 冴美（同） 狩野 裕子（同）
鶴本 久子（パート・案内窓口担当） 藤田 宗宣（同・H23年12月31日退職）
和田 薫（パート・案内窓口担当・H23年4月16日より）
大谷美保子（パート・案内窓口担当・H24年2月16日より）
波多野芳枝（パート・案内窓口担当・H23年10月3日～H24年3月31日退職）

■大田市教育委員会 教育部 石見銀山課

大國 晴雄（教育長） 松村 浩（教育部長） 林 泰州（石見銀山課長）
中田 健一（遺跡調査係長） 長嶺 康典（世界遺産係長）
楯 隆宏（業務係長）
大門 克典（主任） 瀧橋 洋祐（副主任） 松浦 満（同）
青木 俊介（主事） 野島 智実（技師） 小野 将史（同）
新川 隆（調査補助員） 尾村 勝（同） 勝部 衛（世界遺産学習担当）
松尾 賢二（遺跡パトロール員） 渡部 孝幸（建築技術指導）
高村 玲子（遺物整理員） 井上 伸子（同） 浅野 美貴（同）

■石見交通株式会社

岸田 尊司（常務取締役） 椋木 勝美（常務取締役） 三浦 タツエ（労務課長）
澄川 和宏（経理係長） 佐々木 篤（大田営業所 所長）

■株式会社石見観光

和田 三雄（大田営業所 所長）

Ⅸ. 利用案内

■開館時間：8:30～17:30

■展示室観覧時間：9:00～17:00（最終受付16:30）

※3月～11月は30分延長

■休館日：毎月最終火曜日・年末年始

■観覧料：大人300円 小中学生150円（団体20名以上50円引き）

■交通案内

○関東・関西方面から

中国自動車道（落合JCT分岐）～米子自動車道～山陰自動車道（出雲IC）～国道9号線～
県道31号線～石見銀山

※出雲ICから約50km、車で約70分

○松江・出雲方面から

山陰自動車道（出雲IC）～国道9号線～県道31号線～石見銀山

※出雲ICから約50km、車で約70分

○広島・九州方面から

中国自動車道（千代田JCT）～浜田自動車道（大朝IC）～国道261号線～県道40号線～
県道31号線～石見銀山

※大朝ICから約50km、車で約70分

○益田方面から

国道9号線～県道31号線～石見銀山

※萩・石見空港から約105km、車で約140分

※車での所要時間は、道路の混み具合などにより変動があります。

○関連交通の時刻表

鉄道…時刻参照：JRおでかけネット <http://www.jr-odekake.net/>

バス…時刻参照：石見交通株式会社HP <http://iwamigroup.jp/>

大田市駅発 <大森・大家線> <川本線>

仁万駅前発 <仁万線>

広島新幹線口発 <大田・広島線> 【石見銀山号】

■問い合わせ

石見銀山世界遺産センター 〒694-0305 島根県大田市大森町イ1597番地3

電話：0854-89-0183 Fax：0854-89-0089

H P： <http://ginzan.city.ohda.lg.jp/>

X. 各種資料

1. 石見銀山遺跡に関する活動等日誌（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

○2011（平成23）年

□4月

- 4/1 指定管理者（石見交通株式会社）による管理・運營業務開始。
- 4/1～ 平成23年度大久保間歩一般公開ツアー（～11/27）
- 4/3 県道31号線歩道に落石（交差点より市内に向って150m附近）
- 4/14 第1回古文書講座（於：世界遺産センター）
- 4/26 接遇研修（於：世界遺産センター、講師：石見エアサービス）
- 4/29 物販販売開始

□5月

- 5/3～5/5 仁摩～大森間無料シャトルバス運行
- 5/12 第2回古文書講座（於：世界遺産センター）
- 5/31 石見銀山調査活用委員会及び整備検討委員会（於：世界遺産センター）

□6月

- 6/1 4館共通チケット販売開始（石見銀山資料館・家の女たち・世界遺産センター共同販売）
- 6/5 石見銀山・たけのこ採り大作戦（於：仙の山地内 石銀地区）
- 6/9 第3回古文書講座（於：世界遺産センター）
- 6/19 高速道路における、土曜・休日上限1,000円の実験的サービス終了。
一部区間の無料化実験も終了。
- 6/22 閲覧用書籍設置（於：世界遺産センター 企画展示室内）
- 6/24 小笠原諸島がユネスコ世界自然遺産に登録される。
- 6/26 平泉の歴史的建造物群がユネスコ世界文化遺産に登録される。

□7月

- 7/2～7/3 世界遺産登録4周年記念イベント
- 7/2～9/25 『ぎ・ん・ぶ・ら』古代出雲歴史博物館・三瓶自然館サヒメル・3館連携イベント
- 7/14 第4回古文書講座（於：世界遺産センター）
- 7/16 大田・広島線【石見銀山号】「石見銀山世界遺産センター」バス停留所新設
- 7/16 山陰合同銀行企業の森づくり事業
- 7/18 2011FIFA女子ワールドカップドイツ大会決勝戦でサッカー日本女子代表チームがサッカーアメリカ合衆国女子代表に勝利して初優勝。
- 7/20 「私のまちも見どころ一杯！」市町村PR隊イベント参加（於：広島マツダスタジアム）
- 7/24 地上アナログテレビ放送が終了。

□8月

- 8/1 鳥根県東出雲町が松江市に編入合併される。八東郡は消滅。山陰唯一の20万都市に。
8/7 古代出雲歴史博物館夏休みイベント参加
8/11 第5回古文書講座（於：世界遺産センター）
8/12 世界遺産センターリーフレットのリニューアル
8/20 弥生の森博物館イベント参加
8/26 内閣総理大臣・菅直人氏が退陣。
8/29 民主党代表選挙にて、野田佳彦氏が民主党代表に選出。
8/30 野田義彦氏が内閣総理大臣に選出。

□9月

- 9/3 台風12号接近の為、9月3日の大久保間歩ツアー全便中止決定。
9/3 台風12号、高知県に上陸。紀伊半島に大規模な土砂災害が発生。
9/8 第6回古文書講座（於：世界遺産センター）
9/20 世界遺産センターから町並みへ行く遊歩道が倒木の為、通行止め。
9/21 台風15号が静岡県浜松市付近に上陸、東海地方を中心とした日本各地に災害。
9/29 NHK取材企画会議（於：世界遺産センター）

□10月

- 10/8 タイ大洪水。日系工場も水没。
10/8 イワミ村田清掃活動（於：水辺公園・お花見広場）
10/8～10/10 古丁銀がやってくる（於：世界遺産センター）
10/11～10/26 「芸術の秋・石見銀山及び周辺の今と昔の写真展」（於：世界遺産センター）
10/13 第7回古文書講座（於：世界遺産センター）
10/20 「石見銀山世界遺産センター」フルオープン記念イベント施設無料開放
10/22 タイ大洪水、バンコク中心部浸水。
10/25 AED講習（於：大田消防署）
10/29 山陰合同銀行企業の森づくり事業

□11月

- 11/4～11/5 兵庫県考古博物館古代体験秋まつりイベント参加
11/10 第8回古文書講座（於：世界遺産センター）
11/13 野田総理大臣、APECでTPP交渉参加表明。
11/18 東京スカイツリー（高さ634m）が自立式鉄塔として世界一に認定。

□12月

- 12/10 皆既月食が日本各地で観測される。
12/12 京都の清水寺で今年の漢字が発表され「絆」に決まる。

○2012（平成24年）

□1月

- 1/8 NHK大河ドラマ「平清盛」放送開始。
 1/12 第9回古文書講座（於：世界遺産センター）
 1/21～1/22 島根ふるさとフェア2012に参加（於：広島県立総合体育館）

□2月

- 2/9 第10回古文書講座（於：世界遺産センター）
 2/23～2/24 民間企業短期研修
 （市職員1日に2名ずつスタッフ研修・於：世界遺産センター）
 2/28 人権研修・消防訓練（於：世界遺産センター）
 2/29 東京都墨田区の東京スカイツリー（高さ世界一の634m）が竣工。

□3月

- 3/8 第11回古文書講座（於：世界遺産センター）
 3/4～3/11 大森町梅まつり4館共通チケットを利用したスタンプラリーに参加
 3/15 緊急時対策会議（於：世界遺産センター）

2. 刊行物等

No.	種類	機関	書名・タイトル
1	事業報告書	島根県教育委員会	世界遺産 石見銀山遺跡の研究 2
2	〃	島根県教育委員会	石見銀山歴史文献調査報告書Ⅶ
3	〃	島根県教育委員会	石見銀山歴史文献調査報告書Ⅷ
4	〃	島根県教育委員会	石見銀山遺跡石造物調査報告書12
5	〃	大田市教育委員会	石見銀山遺跡発掘調査概要21
6	〃	大田市教育委員会	石見銀山学形成事業 有識者会議議事録集

3. 関連法規

○大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例

平成19年9月25日

条例第27号

改正 平成20年10月6日条例第29号

平成22年6月22日条例第20号

(設置)

第1条 世界遺産として登録された石見銀山の文化的価値に対する理解を深め、もって市民の文化の振興と向上並びに学術研究の発展及び遺跡の保全活用に寄与するため、大田市石見銀山拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山世界遺産センター	大田市大森町イ1597番地3

(構成)

第3条 拠点施設は、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- (1) ガイダンス棟
- (2) 展示棟
- (3) 収蔵体験棟
- (4) 駐車場

(指定管理者による管理)

第4条 拠点施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 拠点施設の維持管理に関する業務
- (2) 拠点施設の利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金及び観覧料の徴収に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

(開館時間)

第6条 拠点施設の開館時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 拠点施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月最終の火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、拠点施設への入館を拒否し、又

は拠点施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 拠点施設の施設、設備、展示品及び資料等をき損し、汚損し、又は滅失するおそれのある者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をしようとする者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、拠点施設の管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第9条 拠点施設に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 拠点施設の施設、設備、展示品及び資料等をき損し、汚損し、又は滅失する行為をしないこと。
- (2) 指定された場所以外で喫煙及び飲食をしないこと。
- (3) 他の入館者に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) その他拠点施設の管理上必要な指示に違反しないこと。

(利用の許可)

第10条 拠点施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は拠点施設の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は第10条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 第10条第2項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の措置を受けたことによって利用者が損害を受けた場合においても、市及び指定管理者は補償の責任を負わない。

(利用料金)

第13条 利用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(観覧料)

第14条 拠点施設の展示室を観覧しようとする者（未就学児を除く。）は、指定管理者に観覧料を納付しなければならない。

2 観覧料は、別表第3に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、観覧料を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金等の減免)

第15条 指定管理者は、公益上その他特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金又は観覧料（以下「利用料金等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(利用料金等の不還付)

第16条 既に納められた利用料金等は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認め

るときは、市長の承認を得て、これを還付することができる。

(原状回復)

第17条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、直ちに当該施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第18条 拠点施設の施設等及びその他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第29号)

この条例は、平成20年10月20日から施行する。

附 則 (平成22年条例第20号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 (第13条関係)

施設利用料金

区分	利用料金 (1時間につき)
オリエンテーション室	800円
多目的室	200円
体験学習室	200円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、利用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 冷暖房設備を利用した場合は、表に掲げる金額の5割相当額を加算した額を利用料金とする。
- 3 利用料金の額には、消費税相当額を含む。

別表第2 (第13条関係)

設備利用料金

種別	名称	単位	利用料金	超過時間1時間当たり
音響設備	ワイヤレスマイク	1本1回	700円	200円
映像設備	ビデオプロジェクター	1式1回	4,000円	600円
	CD・DVDプレーヤー	1台1回	2,000円	300円

備考

- 1 午前 (午前9時から正午まで)、午後 (午後1時から午後5時まで) の利用区分をもってそれぞれ1回とする。
- 2 利用料金の額には、消費税相当額を含む。

別表第3（第14条関係）

観覧料

区分	単位	金額	備考	
個人	大人	1人につき	300円	高校生以上
	小中学生	1人につき	150円	
団体	大人	1人につき	250円	団体は、20人以上の場合とする。
	小中学生	1人につき	100円	

備考 観覧料の額には、消費税相当額を含む。

○大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年10月7日

教育委員会規則第10号

改正 平成22年11月29日教委規則第12号

（趣旨）

第1条 この規則は、大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成19年大田市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可）

第2条 条例第10条の規定により利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を許可したときは、利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（利用後の清掃）

第3条 条例第10条第1項の許可を受けた者は、施設等の利用を終えたときは清掃及び後片付けをした後、指定管理者の検査を受けなければならない。

（利用料金の減額又は免除）

第4条 次の各号に掲げるものは、条例第15条の規定により指定管理者が利用料金から当該各号に定める額を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することができる。

（1）大田市石見銀山拠点施設（以下「拠点施設」という。）の利用を促進すると認められるもの 指定管理者が大田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て別に定める額

（2）小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校が編成した教育課程に基づく活動と認められるもの 利用料金の額の全額

（3）前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるもの 指定管理者が教育長の承認を得て別に定める額

（観覧料の減免）

第5条 次の各号に掲げるものは、条例第15条の規定により指定管理者が観覧料から当該各号に定める額を減免することができる。

（1）小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧するもの 観覧料の額の全額

（2）前号に掲げるものを引率する教職員 観覧料の額の全額

（3）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者厚生相談所において知的障害者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）又は精神保

健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 観覧料の額の全額

(4) 前号に掲げる者の介護者（原則として介護を受ける者と同じ人数までに限る。） 観覧料の額の全額

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるもの 指定管理者が教育長の承認を得て別に定める額

(利用料金等の減免申請)

第6条 前2条の規定により使用料及び観覧料の減免を受けようとする者は、あらかじめ利用料金減免申請書（様式第3号）又は観覧料減免申請書（様式第4号）を指定管理者に提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、前条第3号及び第4号に掲げる者並びに同条第5号に掲げる者で指定管理者が教育長の承認を得て別に定めるものについては、この限りでない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月20日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第12号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例

平成17年10月1日

条例第172号

改正 平成18年2月21日条例第1号

平成22年6月22日条例第20号

(設置)

第1条 多様な樹木や森林などの自然観察や自然とのふれあいを通して、市民のふるさと意識の醸成を図るとともに、市外からの来訪者に憩いの場を提供するために、石見銀山街道市民ふれあいの森公園（以下「公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山街道市民ふれあいの森公園	大田市大森町イ1597番地3

(指定管理者による管理)

第3条 公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園の維持管理に関する業務
- (2) 公園における行為の許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が正当な理由があると認め

る場合は、この限りでない。

- (1) 公園の自然環境を損なうこと。
- (2) 公園をき損し、又は汚損すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、殺傷し、又は脅かすこと。
- (4) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (5) 危険物を持ち込み、又はたき火をすること。

(行為の制限)

第6条 公園において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 広告物を表示し、又は宣伝活動をすること。
- (2) 物の販売その他の営業行為をすること。
- (3) 募金その他の勧誘行為をすること。
- (4) 催しもの等を開催すること。

2 指定管理者は、公園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。(許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公園の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は同条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 前条第2項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(損害賠償の義務)

第8条 公園の施設又は設備その他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例(平成11年大田市条例第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年条例第1号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第20号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第135号

改正 平成22年11月5日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第172号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、行為許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

(行為の許可)

第3条 指定管理者は、前条の許可をしたときは、行為許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第35号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例

平成20年3月24日

条例第2号

(設置)

第1条 石見銀山における銀鉱山跡に対する理解を深め、大田市の文化の向上に資するため、大田市石見銀山大久保間歩（以下「大久保間歩」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 大久保間歩の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山大久保間歩	大田市大森町イ1628番地

(指定管理者による管理)

第3条 大久保間歩の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 大久保間歩の維持管理に関する業務
 - (2) 大久保間歩の入場の許可に関する業務
 - (3) 入場料の徴収に関する業務
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、大田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める業務
- (開場時間)

第5条 大久保間歩の開場時間は、午前9時から午後5時までの間とする。ただし、指定管理者は、必

要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開場時間を変更することができる。

(休場日)

第6条 大久保間歩の休場日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から木曜日までの日

(2) 12月1日から翌年の2月末日までの間

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休場日に開場し、又は臨時に休場日を定めることができる。この場合においては、指定管理者は、その旨をあらかじめ大久保間歩の入口及び石見銀山世界遺産センターに掲示するものとする。

(行為の許可)

第7条 大久保間歩の坑内において、業として写真、映像等の撮影等をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に関し大久保間歩の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(入場の制限)

第8条 大久保間歩は、指定管理者が指定する保安員等の同行がなければ、入場することができない。

2 小学生は、保護者の同伴又は引率がなければ、大久保間歩に入場することができない。

3 小学生未満の者は、大久保間歩に入場することができない。

(遵守事項)

第9条 大久保間歩に入場する者(以下「入場者」という。)は、大久保間歩において次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 立入禁止区域に立ち入らないこと。

(2) 火気を使用し、又は喫煙をしないこと。

(3) 鉱石等を採取しないこと。

(4) 他の入場者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) 職員及び保安員等の指示に従うこと。

(6) その他大久保間歩の管理運営上障害となる行為をしないこと。

(入場料)

第10条 入場者は、指定管理者に入場料を納付しなければならない。

2 入場料は、別表に定める額を上限として、指定管理者が、市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、入場料を当該指定管理者の収入として収受させる。

(入場料の減免)

第11条 指定管理者は、特別な事由があると認めるときは、市長の承認を得て、入場料を減額し、又は免除することができる。

(入場料の不還付)

第12条 既に納められた入場料は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これを還付することができる。

(損害賠償の義務)

第13条 大久保間歩の施設又は設備その他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第14条 教育委員会及び指定管理者は、入場者の過失又は不可抗力の災害によって発生した事故については、その責めを負わない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第20号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

区分	単位	入場料	備考
大人	1人につき	2,000円	高校生以上
小人	々	1,000円	小・中学生

備考 入場料の額には、消費税相当額を含む。

○大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年3月27日
教育委員会規則第7号

（趣旨）

第1条 この規則は、大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例（平成20年大田市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行為の許可）

第2条 条例第7条の規定により行為の許可を受けようとするものは、その行為前7日までに、大田市石見銀山大久保間歩（以下「大久保間歩」という。）における行為の許可申請書（様式第1号）を大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請に対して石見銀山大久保間歩における行為の許可又は不許可の通知をするものとする。

（入場券の交付）

第3条 指定管理者は、条例第10条に定める入場料の納付があったときは、入場券を交付するものとする。

（入場料の減免及び無料入場証）

第4条 条例第11条の規定により入場料の減免を受けようとする者は、あらかじめ石見銀山大久保間歩入場料減免申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 入場料の減免の対象となる事由は、以下のとおりとする。

（1）学校教育の行事と認められるとき。

（2）その他大久保間歩の保存、活用のため特に必要と認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の申請に対して減免の決定額を通知するものとする。ただし、観光案内人、文化財調査員など常時大久保間歩に入場する必要がある者については、石見銀山大久保間歩無料入場証（様式第3号）を交付するものとする。

（秩序維持）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、大久保間歩への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

（1）他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある者

（2）大久保間歩又はその附属設備をき損し、又は滅失するおそれのある者

（3）前2号に掲げる者のほか、大久保間歩の管理上支障があると認められる者

2 前項により退場を命じられた場合の入場料は、これを還付しない。

(安全対策及び事故発生時の措置)

第6条 指定管理者は、大久保間歩における事故を未然に防止し、安全を確保するため次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 大久保間歩の定期点検パトロール
- (2) 避難誘導訓練の実施
- (3) 緊急誘導體制の確立
- (4) その他安全を確保するため必要な措置

2 万一事故が発生した場合には、人命尊重を第一として次の各号の定めるところにより、迅速かつ的確に措置を講じなければならない。

- (1) 人身事故に対する救護及び応急手当の実施
- (2) 入場者の避難誘導
- (3) 二次災害及び被害の拡大を防止するための作業の実施
- (4) 被害者の住所及び氏名並びに被害状況の把握

(管理日誌)

第7条 指定管理者は、管理の現状を明らかにし、その効率的な運用を図るため管理日誌を備え付け、大久保間歩の保全に努めるものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年教委規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

※これらの例規に関する申請様式等は、大田市のHP から閲覧、ダウンロードすることができます。

石見銀山世界遺産センター
IWAMI GINZAN WORLD HERITAGE CENTER

2011 年報
(平成23年度)

島根県大田市教育委員会
島根県大田市大田町大田口1,111番地

指定管理者 石見交通株式会社



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

国際連合教育科学
文化機関(ユネスコ)



Iwami Ginzan Silver Mine and
its Cultural Landscape
Inscribed on the World Heritage List in 2007

石見銀山遺跡とその文化的景観
2007年世界遺産一覧表記載



ユネスコの精神は平和と人権尊重です